

令和3年第4回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

令和3年12月7日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|---------------|
| No. 5 | 12番 | 上田秀人君 | (P 59～P 82) |
| No. 6 | 10番 | 藤田節夫君 | (P 83～P 104) |
| No. 7 | 3番 | 鈴木修君 | (P 105～P 121) |
| No. 8 | 7番 | 松田隆志君 | (P 122～P 131) |

・出席議員（15名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 鈴木武男君	6番 河西美次君
7番 松田隆志君	8番 鈴木勝久君	9番 真船正晃君
10番 藤田節夫君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
14番 大石雪雄君	15番 秋山和男君	16番 真船正康君

・欠席議員（1名）

13番 後藤 功君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	田中節子君
参事兼 総務課長	真船 貞君	参事兼 企画政策課長	福田 修君
参事兼 財政課長	田中茂勝君	防 災 課 長	緑川 浩君
参事兼 税務課長	伊藤秀雄君	住民生活課長	和知正道君
福 祉 課 長	相川哲也君	健康推進課長	田部井吉行君
環境保全課長	黒須賢博君	参事兼 産業振興課長	長谷川洋之君
建 設 課 長	相川 晃君	拠点整備室長	関根 隆君
上下水道課長	木村三義君	学校教育課長	関根由美君
生涯学習課長	須藤隆士君	農業委員会 事務局次長兼 農地振興係長	小松紀貴君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶務係長	金 田 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正康君） 日程に入るに先立ち、ここで議長より諸般の報告をいたします。

13番後藤功君から、入院のため、本日から第4回定例会閉会日まで会議を欠席する旨、西郷村議会会議規則第2条による届出がありました。

以上、ご報告いたします。

◎一般質問

○議長（真船正康君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。

質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第5、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇12番 上田秀人君

1. 移住・定住について
2. 防災行政について
3. 介護保険事業について

○12番（上田秀人君） 改めまして、おはようございます。

12番、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の1点目といたしまして、移住・定住についてということでございます。

昨日、同僚議員の質問に対する村長の答弁の中で、将来的には人口減少に向かうというお話がございました。それに打ち勝つ必要があるということで、移住・定住に関しても、村長としても非常に重要視しているんだという答弁だというふうに私は理解をしております。

そこで、改めて私のほうからも伺いたいと思うんですけれども、1点目の移住・定住に対する村の考え方について、まず伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 12番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

移住・定住に関する考えということであります。

昨日もお話しさせていただきましたけれども、人口減少に打ち勝つためには、何としても移住・定住が重要視されております。そんな中で、現在地方においては、人口減少、少子高齢化に加え、若年層の東京圏への転出により地域社会の担い手不足が深

刻化しており、地方への人の流れの一層の促進が喫緊の課題となっております。

本村におきましては、昨年の国勢調査では、前回調査時から486人、人口が増加し、2万808人となりました。人口減少に至っておりませんでした。平成22年以降、本村においては、出生者数・死亡者数による自然動態による人口がマイナスとなっておりますので、転入者数・転出者数による社会動態による人口がなければ、いつ人口が減少に転じてもおかしくない状態が続いております。

人口は、一旦減少し始めると、村税等の減収はもとより地域経済が縮小し、さらに人口減少に拍車がかかることになり、いわゆる負のスパイラルに陥ることになります。

人口減少対策は、村民の生活インフラや福祉サービスの向上などを維持・改善していくためにも、その必要となる財源及び地域社会の担い手の確保は重要なことであると考えております。

こうしたことを踏まえ、少子高齢化対策と同様、地域社会の担い手確保に直結する移住・定住政策については、本村でも重要な課題であると捉えており、人口減少対策及び地域活性化の観点からも、特に子育て世代をターゲットとした本村への人の流れを促進するため、現在その対策に力を入れているところであり、今後とも継続して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（真船正康君） 上田秀人君の再質問を許します。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま答弁いただいて、移住・定住については、今後のむらづくりにおいて非常に重要な政策の一つだという考えを強く感じたところでございます。

移住・定住に関するいわゆる広報、移住・定住について、村としての情報発信をどのような形で行っているのか、このことについて伺いたいと思うんですけども、西郷村のよさをどのような形でPRをしているのか、具体的にお示しいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） 12番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

移住・定住に関する広報・情報収集等の取組についてのご質問でございますが、移住・定住に関しましては、今年度から本格的に力を入れ始めたところでございます。このため、今年度におきましては、基本的な村の紹介や、村で実施している住宅支援・就業支援・子育て支援等、様々な情報を取りまとめた移住・定住用のパンフレットを作成することとしております。

作成後におきましては、村のホームページへの掲載のほか、県南地方の移住・定住相談所でありますラクラスしらかわ、また、東京のふるさと回帰センター内にあります福しま暮らし情報センター等と連携しながら、広報並びに情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、東京在住者の方々の情報収集の手段といたしましては、全体的にはスマート

フォンやインターネットを活用する人が多いですが、移住希望者に関しましては、SNSや紙媒体におきましても情報収集や発信を行う割合が相対的に高いというデータもございます。このため、ホームページ等での一方向の発信だけではなく、様々な媒体を活用して、移住希望者からの応答を求める双方向のコミュニケーションなども検討しながら情報収集に努め、移住・定住者の増加につなげてまいりたいと考えております。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして参加を見合わせましたが、東京近郊で例年行われております移住相談会や移住促進フェア等にも次年度以降は参加をし、情報収集や移住希望者の把握に努めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、答弁いろいろいただいたんですけども、昨日ですか、国会が始まって、首相の所信表明の中で、オンライン環境を全国的に整備をしていくという中で、地方でも人が十分に仕事ができるような環境を整えていくんだというような話をされていたのをちょっと今思い出したんですけども、その中で一番私が危惧しているのは、実は私、移住・定住に関して十七、八年関わっているんです。

以前から、西郷村というのはすごくいいところですよと言葉で表現するんですけども、じゃ、どういうところがいいんですかと聞かれるんです。私がよく言うのは、自然が豊富ですよと、太古の昔から手つかずの自然があって、その反面、世界での最先端科学の工場なんかも今、西郷村にありますよと。当たり前ですけども、新幹線の駅があるとか高速のインターがありますよなんていう話は当たり前になっていますけれども、そんな話もします。

しかしながら、それに対しての答えというのが、自然が豊富なんていうのはどこでもありますよねと。例えば、神奈川だったら神奈川でもありますよと、せんだって神奈川の人とお話ししたとき、そんな話をされました。もっとほかに何かないんですかと言われて、私、言葉に詰まってしまったんです。

今回、そのことが頭にあったもんですから、村としては、西郷村のよさというのはどこをどういうふうにするのかな、今年度から捉えてパンフレットの作成を始めたんだということなんですけれども、そこが聞きたいんです。村として、この西郷村、どこがいいですよと、こういうところがよさがあるんで、ぜひ移住してくださいよと、そのコンセプトをお示しいただきたいなと思うんです。

何年か前に、圏央道という高速がつながりましたよね。あれがつながったとき、私はすごい、焦ったと言えればいいのかな、変な言い方ですけども、東北道から北関東自動車道とか全部つながっていていますよね。東名までつながっている、神奈川までぐるっと回っていますから。あれがつながったことによって、長野とか山梨、東京近郊の方は、そっちに移住・定住を考える方が多くなっているという情報が入ってきている。

そういった中で、今から西郷村がやるんだということなんですけれども、パンフレットを作成するに当たって、どういうよさがあるんだということを打ち出しているのか、そこがもしあればお聞かせください。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

今、議員さんもおっしゃられたように、村のよさの一つに、やはり自然の豊かさというのがあります。このほかに西郷村におきましては、東京近郊から近い、交通の便というのが挙げられるかと思います。

ただ、この2点につきましては、やはり東京近郊の各自治体におきましても同じような条件でございます。特に今、移住政策に力を入れている、かなり特化しているのが、静岡及び山梨辺りがかなり力を入れているところでございます。

この中でもやはり、今後村の中で考えていかなきゃいけないのが、今申し上げました自然豊かな環境と交通の便がよいに加えて、やはり子育て世代をどう取り込んでいくか、そこをどう充実していくかが、これから若者が定住する上では非常に重要な項目の一つではないかと捉えております。

今回、今パンフレットを作成中ではございますが、やはり子育て支援につきましては今後充実をさせ、そうすることによりまして若者に目を向けていただき、ほかの県以上に西郷村というところを認識していただきながら、西郷村に移住促進していただけるような政策を展開しながら、それを踏まえたパンフレット作成をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、答弁いろいろいただいたんですけれども、ちょっと意地悪だったなと今思ったんですけれども、質問の2点目として、移住・定住に関する広報、情報収集等の取組についてということで、これ、1項目で入れていたのを今、分割して私、聞いてしまったんで、ちょっと意地悪だったなと思っていますけれども、その中で、答弁の中で今、子育て支援とか、若い方に対してのPRをしていくんだということでお話がありました。それはそれで理解をするところがございまして、続いて情報収集、この手法について、具体的には何かお考えありますか、伺います。

移住を希望している人がどこにどのぐらいいるよとか、年齢層はどのぐらいの人がいますよとか、家族構成はどうなっていますよとかと、そういう情報を収集しなければいけないと思います。やはり今の世界経済を見ていると、情報戦が世界経済を牛耳るんだという話で、いかに早く情報をつかむかというところだと思うんですけれども、村においては、移住を希望するような方の情報はどうやって集めるのかというのを確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

情報の収集に関してでございますが、今現在、県南地方振興局におきまして、管内市町村の住民窓口におきまして、転入者のアンケート調査を行っております。

この調査における移住者の定義につきましては、転入者前が県外であること、転入の目的が転勤でないこと、5年以上の定住の意思があることなどの項目でアンケート調査を行っております。このアンケートに協力していただいた転入者の調査結果におきましては、今年1月から9月までに、36世帯50人の方々に移住であると考えられます。また、転入前の住所地は、東京圏から36世帯中15世帯17名となっております。このうち30代・40代が過半数を超えております。

先ほども申し上げましたとおり、東京圏におきましては、やはり地方への移住の意識が高まっていると、総務省のほうの調査結果でも出されております。このため、村のほうで、そういった移住希望する方々の意向をどうやってつかむのかということになります。やはり情報発信をし、その中で移住希望の相談があった方々に対して、さらにアプローチをかけていくというやり方になるのかなと思っております。

先ほど申し上げましたラクラスしらかわですとかふるさと回帰センター等を活用しながら、情報発信に努めながら、そういった移住希望者の意向も把握しながら行っていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ふるさと回帰支援センターと今言葉に出たんで、東京・有楽町の駅前にあるやつですよ。私も行ったことがございます。ここの方とも、いろいろお話をさせていただきました。

行って、まずびっくりするのは、全国のやつがそこに入ってきている。ほかの自治体のやつを見ると、かなりすごいですね。県単位で見てきたんですけども、九州地方かな、あっちのチラシ類とか物すごく目につく、そして、かなりPRがすごい。東北というのは、やっぱり控えめなのかなと思って見ていたんですけども、あとすごいのは、北海道もすごいなと思って見ていたんですけども、そこに例えばチラシを置くなり何なりしても、多分埋もれてしまうんじゃないかなと思う。それでもやっぱり、やらなければならないと思う。

ただ、そこで今、1点気になったのは、西郷に東京にしごう会ってありますよね。こういった団体の方との関わりというのはどうなのかなと思う。私も、先ほど言いました十七、八年、移住・定住に関するいろんな取組をしている中で、やはり関係人口をどうやって増やしていくかというところが一番なのかなと思うところがあるんですよ。やはり人と人が話をする、触れ合うことによって、じゃ西郷村に行ってみようか、福島に行ってみようかとなってくる、そのことをどうやって増やしていくかということだと思えますよ。

そう考えたときに、やはり一番ぱっと頭につくのは、東京にしごう会での関わりというのはどのように村は考えているのか、ちょっと確認したいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

今回パンフレットを作成いたしまして、東京にしごう会のほうにも送付することと

しております。その中で、パンフレット送付と同時にアンケート調査をいたしまして、村の今の政策上、何が必要なのかですとか、いかに今後、村が政策を展開していくのに必要なものの提案とかも、アンケートを通しながら、いただきたいと考えております。

先ほどちょっと言い忘れてしまったんですが、多分この後の質問にもつながるかと思うんですが、今年から西郷村におきましては、新幹線通勤補助も行っております。これも、新幹線駅があって東京に近郊の自治体でなければ、なかなかできない政策でありますので、この辺も村の特性といいますか、一つとして展開していきたいとは考えております。

また、例えば農業の移住に関しては、よくクラインガルテンであるとかオーナー制度によりまして、関係人口の増加も見込まれております。こういった各種政策も展開しながら、村のほうとしては、やはり移住・定住につなげていかなければならないと思っておりますので、そういった東京にしごう会をはじめ関係者、あとは、そういった各種政策を通じまして、関係人口ないし定住人口の増加につなげていきたいと考えておるところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 実際私、9月に神奈川の方、11月に、ついこの間ですけれども、東京の方とちょっとお話をさせてもらいました。両方とも移住したいと。西郷村ってすごくいいですね、川谷を見て、私の家のそばを見て、いいという話になったんですけれども、多分、まちの中に住んでいる方なので、緑が豊かでいいなと思って言っているんだと思うんですけれども、その方に私が言ったのは、まず1年間様子を見てくださいよと、簡単に移住すると言わないでくださいと。ここは雪が降りますよと。恐らく神奈川とか東京の人は、雪の中、車を運転したことないだろうから、そういう話もしたことがあります。

そうやって関係を深めることによって、西郷村のメリット・デメリット、雪がデメリットになるのか分かりませんが、私は雪が好きで、めり張りがあっていいなと思っていますけれども、ただ、東京から来た人にしてみれば、暖かいほうから来た人にしてみれば、雪というのは恐怖なものでしかないというのがありますよね。そういうのを、1年間通して西郷村の四季を見て、本当によければそのまま移住してくださいよと、そのために私はバックアップ体制を取りますよということは言っていますけれども、ですから、そういった関係人口をいかに築いていくかということが必要なと思うんです。

そんな中で、ちょこっと県内の様子を見ていたら、会津の昭和村かな、移住体験住宅というのがあるんですね。2軒ほどあったかな、たしか村内にね。そこで実際に住んでもらって、体験をしてもらって、昭和村のよさを見て、織姫とかにつなげたいんだろうけれども、昭和村の住民になってほしいということで政策を打っています。

西郷村においても、そういう考えがあるのかないのかというのをちょっと、次の支援策に入る前に1点確認したいんですけれども、いかがでしょう。これ、村長かな。

もう一度申し上げますね。移住体験住宅というような、体験できるような、そういう住宅みたいなものを造るお考えはあるかないか、ちょっと伺います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

確かに移住体験ということは、空き家があるものですから、空き家対策の意味でも、そういうことも選択肢の一つかと思っておりますので、いい提言だと思っておりますので、今後それらも含めて検討していきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） いい提言ということで褒めていただいたのが、検討するという事は、いつも言っているように、やらないんだぞと言っているのと一緒だというのは言っていますけれども、ぜひ前向きに検討していただいて、移住・定住につなげていただきたいなというふうに思います。

続いて、3点目の移住・定住希望者に対する村の支援策について伺いますということですが、どのようなものがございますかということで、先ほど新幹線通勤の補助がありますよという話がありました。

ただ、昨日、国会が始まって、岸田総理の所信表明の中で、テレワークができるような環境整備をしていくんだという中で、果たしてそれだけで本当にいいのかなという部分もあります。

そのほかにも、村のやつを見ていると、住宅取得に関する補助が受けられるとかあるんですけども、その部分、明確に答弁をいただきたいと思うんですけども、新幹線補助とか、そういった支援策についてお示してください。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

移住・定住希望者に対する村の支援策でございますが、現在村で実施しております支援策といたしましては、平成30年度から実施しております若者定住雇用促進のための奨学金返還支援、今年度から新規に取り組んでおります住宅取得費補助金、それと新幹線通勤費補助金になります。

奨学金返還支援につきましては、本村で定住かつ就職をした者を対象といたしまして、奨学金の返還の支援を行うものでございます。西郷村住宅取得費補助金につきましては、本村へ移住する者の住宅の新築または購入に要する費用に対し、補助をするものでございます。さらに、子育て世代には補助金を加算することとしております。西郷村新幹線通勤費補助金につきましては、本村に転入し、新幹線を利用して東京圏等に通勤する者に対し、通勤費の一部を補助するものでございます。

なお、関連になりますが、今年度から西郷村空き家バンク事業も実施しております。本事業も本村の移住・定住につながるものと思っております。さらには、福島県で実施しております移住・定住支援事業における移住支援金、福島県移住希望者支援交通費補助金、また、県南地方振興局で実施しておりますしらかわスタイル移住推進市町

村タイアップ事業、テレワークタウンしらかわ推進事業など、本村もその事業に参加し、移住・定住希望者の促進・支援を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま、いろいろお示しをいただいたんですけども、まず、さきに申し上げましたように、今、テレワークで仕事をされている方が増えてきていると。11月25日かな、東京の方とお会いをして、その方は、できれば西郷村に居を構えていきたいというお話でした。

この方といろいろお話をしたときに、テレワークで今仕事をしているので、私はもう2か月会社に行っていないんですと。ですから、東京にいなくても、地方に出ても仕事はできるので、そうしたいというお話でした。

さっき言いましたように、あんまり期待されると困るので、1年間とにかくお試してくださいよと。1年間通して、西郷村でいろいろ農業体験、農業をしたいということだったので、うちの畑の一部をお貸ししますので農業やってみてくださいよと、それでよければ、きちんと農地とか、いろいろ農業委員会にご相談しながら、本格的にできるような畑をお探ししますからということで、今お話をしています。

そういった中で、テレワークで今仕事をされている方が多いという中で、ちょっと気になるのが、私、よくここで申し上げているように旧石器時代の人間なんで、コンピューター関係あんまり分からないんですけども、いわゆる通信費の補助、あとは通信回線の環境整備に対する補助、これ、岸田さんが全国的に整備するよなんていう話はしているんだけど、実際何年になるか分からない。

その中で、村としては、いわゆる通信費の補助とか通信回線の環境整備に対する補助というお考えはあるのかということをも確認したいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

今現在、通信費の補助ないし通信回線の設備の補助につきましては、村のほうではそういった制度は設けてございません。ただ、国の政策になりますますが、県を通じたの補助金制度は今ございますので、その制度を使って、今年度1件、コワーキングスペースを整備した事業所が1社ございますので、今現在、村のほうではないですが、そういった制度の広報には努めたいというふうに考えてはおります。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私の関係者も、いわゆるテレワークで今仕事をしているのがいます。これが、専門的な仕事をしているみたいなので、通信回線を2回線、3回線使ってやっているんですよ。それでも速度が出ないと文句を言うんですよ。ですから、そういったことを考えると、やはりここは、今後テレワークという形に移行していくのを見越して、補助要綱というのは整備すべきだというふうに思いますよ。

それと、新幹線通勤に対する補助というお話がありましたけれども、新幹線通勤

補助した方が住宅を取得した場合に、住宅を取得する補助もありましたよね。これ、補助に補助というのは上乗せできるんですか。通勤の補助と住宅取得の補助、この補助というのは2個とも受けることができますか。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

両方とも重複して補助を受けることが、今可能となっております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 両方とも重複して受けることを検討しているということであり、ますけれども、さきに村長答弁の中で、空き家対策という話がありましたよね。空き家だと、かなり年数がたっていて、古いものもあるのかなと思うんです。

この住宅取得に関しては、耐震の部分が出てきますよね、要綱の中にね。そうすると、村で実施している耐震診断、さらには耐震補強、これは県が絡むのかな、この部門を併せて受けることができますか、伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

今現在、空き家バンクに登録できる要件といたしましては、やはりそういった耐震に問題があるところにつきましては、ご遠慮いただいているところでございます。

昭和56年に耐震基準が改正されましたが、それ以前につきましては、やはり改修を行っていないと、なかなかバンクに登録というのが厳しい状況となっております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 難しいということで、今答弁いただいたんですけれども、たまたま昨日テレビをつけていたら、五島列島に40代の女性の方かな、移住して、古い民家を100万円だか150万円ぐらいで取得をして、自分でリノベーションして、今生活していますよという話をやっていたんですよね。そういう方もいらっしゃるということを入れたほうがいいと思いますよ。

古くても、耐震が基準を満たしていないような住宅では駄目ですよというのであれば、それでは条件つけてしまうと思いますよ。今は全てオープンにしていないと、移住・定住者というのは迎えること難しいんじゃないですか。

ですから、補助に補助を上乗せできると、先ほど言ったのであれば、いわゆる耐震診断、そして、耐震診断を行った上で補強が必要であれば、補強する補助もきちんと検討すべきだと思いますけれども、村長、いかがですか。これ、村長に伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

確かに、空き家についても大切な財産であります。耐震診断ができるかどうか、昭和56年以前の耐震診断となるかと思うんですけれども、これ、建設課の管轄になっておりますけれども、診断できるし、さらに、診断の結果、補助となると思いますけれども、その件については、担当のほうからちょっと回答させます。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） 上田議員の一般質問にお答えします。

ただいま議員のほうからおただしのございました耐震診断並びに耐震改修、そちらについては、建設課の所管事務として担当しているところでございます。耐震診断並びに改修の申請をするに当たっては、その建物の所有者の申請に基づいて行うものでございます。仮に自治体等がそれを所有しているものについては、該当にはならないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ないものはないで構わないですよ。ないんであれば、つくるべきだと私は申し上げている。移住・定住、大事ですよというんであれば、誰でもウエルカムですよという形で、じゃ移住するとなったときに、住むところどうするんだと、まずなりますよね。そのときに、例えばこの家がいいですとなったときに、この家は古くて駄目だから駄目ですよとなっちゃったんじゃ、しょうがないでしょうと。

だったら、耐震診断を行って、耐震補強の補助もありますよと、ですから、ぜひこの家も住んでくださいよと。そうすれば、空き家対策にもつながるわけですよ。オープンで考えていかないといけないんじゃないんですか、それが村が今求められている政策じゃないんですかというお話をしているんです。このことは前向きに検討していただきたいなというふうに思います。

それと、次にいきたいと思うんですけれども、村が出している、西郷村移住・定住支援事業における移住支援金交付要綱ってありますね。村のつくっているやつ、令和3年4月21日にできたばかりのものなんですけれども、これ見ていて、非常に分かりづらい。これ、何となくですけれども、いわゆる県が策定したものを村にアレンジして出しているのかなと思うんですけれども、まずそこを確認したいんですけれども、いかがですか、これ。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

移住支援金につきましては、福島県で行っている事業でございます。本当に、今議員おっしゃられるように分かりづらい面も、こちらとしてもそういう認識もでございます。県のほうには常々要望はしているのですが、やはり村内の従業員等を募集している企業に就職して、なおかつ定住していただくという制度でございます。

現在、募集している事業者数も、若干は増えておりますが、なかなか登録されていないと。西郷村におきましても、1事業しか登録はされていないという状況でございます。このため、やはりもう少し制度の拡充を図っていただきたいということで、県にもお願いはしているところですが、なかなか拡充はされていないという状況でございます。

今後とも、いろいろ要望なりをして、村のほうの制度も変えていく、もしくは県の制度以外に、村単独でそういった制度を策定していくかということになるかと思っておりますので、今後十分に検討したいとは考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 皆さん方って、何で役場に来ているんですか。村のために来ているんじゃないんですか。

こういう要綱いろいろ見ていると、どこかで作ったもの、例えば県で作ったもの、どこかの市町村で作ったもの、それをただ持ってきて、ほかの自治体の名前を西郷村と入れ替えてつくっているようにしか思えない。村独自性が全然見えない。今言ったように、Fターンで、これ福島県がやっているやつだよ。これを基に、この要綱で作ったと思うんです。ですから、非常に分かりづらい。

東京23区内から、こちらに移住するんであればという話になってきますよね。なぜそうやって気を遣わなきゃならないんだと。例えば小笠原諸島とか、離島とか、そういった部分も同じような条件、こっちよりも多分、条件厳しいと思うんです。でも、以前から私、ここで言っているように、これは自治体間の戦いなんだと。お互いに戦っていかないと、人を集めることできないよと。

ですから、ある程度気を遣うのは分かります。分かるけれども、村としての本気度がそこで試されるんだよ、移住を考える人は、そこを見ているよということなんです。

北海道なんか、1億円ぐらいのお金を使って移住・定住者を募集していますよ。ファミリーレストランに行って、テーブルの上に三角のやつがあって、何とか町の移住を促進していますよとかと、そういうPRがあるんですよ。そこまで本気になってやっている。ところが、福島においては、まだ何かのんびりしちゃっている。

特に西郷村、私は西郷のことしか言えないので、西郷村においてもやはり、県から来たものをただそのまま流していると思えない。皆さん方、もっともっと力があるはずなんですから、きちんとそのことを踏まえて頑張っていただきたいなというふうに思います。

さらに、この要綱を見ていて思ったのが、本事業における関係人口に関する要件の中で、（ア）西郷村または西郷村の関係団体が主催または参加した移住関連イベントに参加したものとかと、いろいろ出てくるんですけれども、このイベントって何なのかなと思ったんです。それと、（イ）西郷村が運営する会員制の団体（ファンクラブ等に登録している者）、これについて具体的に、今年の4月21日にこの要綱をまとめたものなんで、まだ具体的にはなっていないのかなと思うんですけれども、この要綱をつくるに当たって、イベントとかファンクラブというのはどういうものを想定したのか、ちょっとお示してください。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

当時、関係人口ということで考えましたところ、西郷村におきましては、やはり東京にしごう会、あと、商工会を通じて交流を持っています大田区との異業種交流会等を関係人口として捉えております。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 東京にしごう会とか大田区の団体の方、いろいろそういう方を想定していますということで、さらにもっと幅を広げていってほしいなと思うんです。そこはもっともっと頑張ってくださいというふうに思います。

そこで、さらに支援策について伺いたいと思うんですけれども、いわゆる首都圏とか移住を希望される方の中に、心機一転、新たな仕事にチャレンジをしたいという方もいらっしゃると思うんです。それと、今までの人生、生活をリセットして、新たな生活を始めたいという方もいらっしゃると思う。そういった中で、まず住むところが重要ですということで、先ほど空き家の話をいろいろしました。

その次に出てくるのは、やはり仕事ですね。テレワークで仕事をされる方は在宅で仕事ができる、今までの仕事が継続できるので、いいなと思うんですけれども、さきにお話しましたように、農業をやりたいという方もいらっしゃると思います。こういった方に対して、村は具体的にどう支援策を検討されているのか。仕事の紹介、また農業を始めたいという方に対して、どういうふうな支援策を考えるのか、そこをお聞きしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

まず、新しく農業を始めたいという方には、農業次世代人材投資事業というものがございまして、そういうものをご紹介させていただく。それから、商業に関しましては、西郷村スタートアップ創業支援事業というのがございまして、こちらのほう、補助金額300万円となっておりますので、こちらのほうをご紹介していくような、そのような形になるかと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 以前ここで、元議員の佐藤富男さんが泉崎村の村長さんの話されたのを覚えていますか。仕事を紹介するための資格をお取りになって、泉崎村の村長さんは仕事のあっせんまでしていますよという話をされたのを覚えていないですか。そういう話をされたんですよ。泉崎村というのは、そこまでやっている部分もあるんですよ。

ですから、そういった姿勢をやっぱり村も示すべきだと、今改めて、富男さんが言われたその言葉を思い出したんですけれども、まさに先駆的な考えだったなと思いますよ。村としても、そこまで、仕事をあっせんできるぐらいまで情報をやはり持っているべきだと思うし、仕事をあっせんするに当たっては資格が必要なので、職員の方が取るようになるか、もしくは泉崎村の元村長さんのように村長がお取りになるのか、そこはやはり考えるべきだというふうに思いますよ。

そして、さらに、先ほどの答弁の中で、子育て世帯というお話でしたけれども、これも2年前のお話です。やはり子どもを抱えた方が、こちらに移住したいというお話がございました。大分話が煮詰まったときに、ご家族の方から、あなたは子育て中なのに、子どもが病気になったときとか何かあったときにどうするのというお話を言わ

れて、断念されてしまった方がいたんですけれども、そういった面で、子育て中の方に対するサポート体制というのは、村はどのようなふうに考えていますか、伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの一般質問にお答えいたします。

子育て世帯に対するサポート体制ということで、まず福祉課のほうで子育て支援センターという機関を設けておりまして、妊娠中から産後、また子育て期間ということで、切れ目のない支援体制の構築を図ってやっているとございまして、まず保護者に対する就労の支援として保育園、また、就学の支援として幼稚園関係、また、子育て世帯をサポートする意味でファミリー・サポート・センターですとかつどの広場、また、キッズランドなどの施設でのサービス提供というようなこともございます。

また、各種給付といたしまして、児童手当をはじめ特別児童扶養手当など金銭的な支援ですとか、あとは乳幼児に関する健診業務等々ございまして、いろいろ分野的には多岐にわたっているところがございまして、今ここで細かいところ、一つ一つご説明は、ちょっとご遠慮させていただきたいと思いますが、子育て支援センターを中心にサポート体制を組んでやっているとございまして。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、答弁いただいたんですけれども、子どもさんが突然具合悪くなったりするというのは、夜が多いとかとありますよね。私も子育てをしてきた経験上、夜、具合悪くなったとか熱が出たとかというので、いろいろ焦ったり何だりしたことを今思い返しているんですけれども、子育て支援センターを中心にというご答弁だったんですけれども、役場の機能って8時から5時までですよ、基本ね。じゃ、夜間は誰に相談したらいいんだと、そこなんです。そこを改めないで、村長、行政のその部分を改めないで、移住・定住も難しいです。24時間フルタイムで体制を整備するぐらいの気持ちがないと、なかなかこれは難しい。

先ほど担当課長の言葉から、ファミリー・サポート・センターという言葉が出ました。これも、20年前ぐらいに社会福祉協議会のほうで、ファミリー・サポート・センターということで、いろいろ活動されて、私もお手伝いをしたことがございます。ところが、途中で立ち消えしてしまった。その理由については、いろいろあったと思うんですけれども、ファミリー・サポート・センターが非常に重要になってくるのかなと思うんです。

昨日、同僚議員の一般質問の中で、病児保育で、厚生病院の脇にある病児保育の施設の話が出ましたよね。そこに対してはやはり、この村は、なかなか西郷は進んでいるなというのは評価します。ただし、そこに連れていくのは誰が連れていくんですかと。連れていけない、困った、そうなったときに助けになるのが、ファミリー・サポートじゃないのかと思うんです。ファミリー・サポートですから、今子育ての話していますが、もう時間もないんで先に進みますけれども、介護が必要な方もいらっしゃる場合もある。その方のサポートをするのも、やはりファミリー・サポート

です。全てのファミリーのサポートをしていくということで、そこをきちんと整備をすべきだと思うんですけども、村長、いかがですか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今ほど、上田議員がいろいろお話しされました。本当に胸に響くものがあります。

村としても移住・定住に力を入れる、これはしなきゃならないと思います。2040年には2万人、2060年には1万8,000人という人口の予測されております。移住・定住に向けては、1つ目は子育て支援、そして、2つ目は働く場所、そして、生涯安心して暮らせる、高齢者の介護を含め、医療介護等々の体制を整えていきたいと考えております。

今ほどありましたけれども、全てそれらも頭に入れながら、移住・定住に結びつけていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 全て頭に入れて進めていくという答弁をいただいたので、移住・定住については、先ほども申し上げましたように、ほかの自治体との一つの闘いだというふうに私は考えています。ですから、西郷村民、これまでの村民の方と新たに村民になっていただいた方たちが力を合わせて、西郷村のさらなる発展のために絶対的に必要なものだというふうに考えるところでございます。ですから、様々な方向から、このことについて調査・研究を進めていただいて、さらに移住・定住について進めていただきたいというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、2点目の防災行政についてということでございます。

まず、1点目といたしまして、第3回定例会で取り上げた太陽光発電施設に関する総合防災対策について、村の考えについて改めて伺いますということで、私としては珍しく、第3回の定例会のときに、提案型の質問をしたというふうに私は理解をしているんですけども、このときの質問の中で、太陽光発電に関する総合防災対策の全てを網羅していると考えているわけではありません。抜け落ちているところもいっぱいあったというふうに思っております。

それらを含めて、村としてはどのようにお考えになって、どのような考えを持たれているのか、改めて伺いたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 上田議員のご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、防災には3つの段階があると私も考えております。災害が起きる可能性が高まってきた予防対策、そして、災害が発生した応急対策、災害が通り過ぎた復旧・復興であります。

西郷村地域防災計画においても、3つの段階に対応した施策が示されており、状況に応じた多種多様な対策・対応を行う必要があります。災害対策は、一つの判断ミスで多大な犠牲を発生させてしまう可能性がありますので、議員が以前に言われたように、予想される最悪のリスクに対するイメージを持ち、そのイメージに向かわないよ

う、3つの段階に対応できる対策が必要であると考えております。しかし、多種多様な対策となるため、一度に全ての対策を行うことは困難であると考えております。

村としましては、まず、この3つの段階のうち、特に予防対策に力を注いでいきたいと考えております。

その対策としまして、これまでも行ってきましたが、正確な情報の収集、そして正確な情報の確実な伝達、村内の避難行動要支援者の平時からの把握、様々な災害に対応する防災行動計画を作成し、事前準備に関することや警戒レベルに応じた避難情報の発令タイミングや避難所の開設タイミングの明確化、それによる避難行動要支援者などの避難誘導支援などを行うための体制づくりに、さらに力を入れていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） まず、私、防災行政の中で、太陽光発電施設に関する総合防災対策ということで伺っているんです。

9月にも、今村長の答弁の中にもありましたように、まず災害の発生が予想されるときとか、あとは災害が発生している最中の対応、あとは災害が、終わったって変な言い方なんですけれども、事後対策ですよ。それらについて、お話をさせてもらったというふうに思うんです。

今の村長の答弁を聞いていると、防災の総合的な話になっていると思うんだよ。まず私、太陽光発電施設と限定をしてやっているの、そのことについてはどのような検討されたのかなと思うんです。

ここでもうちょっと振り返りますけれども、発生が予想される時、まず気象情報の収集と、これはさきの情報収集という部分に入るのかなと思うんですけれども、あと予想される区域の住民情報、これも村長の答弁の中にありました。あと、土地の形状など様々な情報、これもあったのかなというふうに思います。その次の太陽光発電施設の設置者の連絡先の確認、これは誰が設置をしているんだというのを確認しなきゃいけないんじゃないのと思います。

あと、収集した情報に基づいて事前協議、どのぐらいの台風が来そうとか大雨が来そうだったときに、事前に協議をして、対策と対応を考えるべきだというふうにお話をしました。あとは被害の予想、イメージすること、例えば台風の風速が何メートルで、どのぐらいのパネルが飛びそうとか、飛んでは困るんですけれども、そういうことをイメージする、予想する。そして、避難の必要性の有無、避難所の選定、避難指示をどの時点で発出するか、このことについて、どういうふうに考えていますかというお話をしたんです。

これは太陽光施設に限ってのお話をしていますので、そのことに関して、どんなふうにお考えになりましたかというのを伺いたいです。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

太陽光の関係ですけれども、まずは事業者には、現場の監視、緊急時の連絡体制の

構築について確実に行っていただくこと、事業者は設備を設置した責任がありますので、その点に関しましては、村側でも、事業者の体制または現地に問題があれば指導し、定期的な監視を行っていきます。

次に、太陽光発電施設が設置されている箇所を把握し、全庁で情報を共有していく、さらには太陽光発電施設の危険性を知ること、さらに住民への周知、そして関係機関との連携を行うこと、太陽光発電施設に関しましては、どのような危険性があり、問題があった場合の対応方法など未知な状況がありますので、まずは危険性を知り、そして、その危険性を村民の皆様にも理解していただく。そして、常備消防や消防団、その他関係機関と連携して、どのような対策を行う必要があるのか、場合によっては必要な資機材を購入していく。また、このような場合にはこのように行動しようというマニュアルを関係機関と連携して作成し、予防対策を共同で行っていく。そして、起きてはならない有事に対応していく、このようなことを考えております。

しかしながら、これらの予防対策だけでは不十分な部分があり、さらに出てくる可能性もありますので、最悪なリスクをイメージして、できる限りの対策を検討していきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 正直、今ちょっとびっくりしました。

9月の定例会のときに、いろいろお話をさせてもらいましたよね。まずは、どこにどのぐらいの太陽光の施設があるんだというのを確認すべきですよというお話をしました。その設置者ときちんと連絡が取れることを確認すべきですよと、これはマニュアル化すべきですよとお話をしたつもりです。それがされていないのかなど、今思ったんですけども、ここちょっと確認したいんです。どこにどれだけの施設があって、誰が設置をして、どの電話番号にかければ即座電話がつながるのか、連絡がつくのか、そのことを確認してありますか、伺います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） これより休憩に入ります。午前11時20分まで休憩いたします。
(午前10時59分)

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

(午前11時20分)

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。

環境保全課長。

○環境保全課長（黒須賢博君） 上田議員の一般質問についてお答えいたします。

災害時の緊急連絡体制という連絡先についてですが、環境保全課のほうで、災害が発生またはそのおそれがある場合、太陽光発電の設備破損、流出、感電の可能性がある場合には、連絡先として、その連絡の担当事業所名、それから、それぞれが関係各所に連絡するというところで、例えば、万が一の場合には白河警察署や白河消防署、東

北電力、あと病院として厚生病院、また、人災等が発生した場合には白河の労働基準監督署、あと、被害者などが出た場合には、そちらの所属会社、家族のところまで連絡をするようにということで、各連絡先を明記したものを配布しております。配布対象になっているところは、おおむね1ヘクタール以上の事業規模の太陽光の事業所に、こちらの連絡をするようにということで、連絡網体制を取っております。

またなお、参考ですが、太陽光事業者は万が一の事故があった場合には、事故報告を経済産業省、国のほうにすることとなっておりますので、こちらの制度は令和3年4月1日から事故報告を義務化されておりますので、国のほうにも、何か太陽光の破損や災害等で被災を受けた場合には連絡がいく義務が発生しておりますので、そのようなことで指導、連絡体制は構築されております。

また、個人の住宅のパネルについても、これは余談ですが、令和3年9月時の回覧で、感電のおそれがありますよというチラシを配布しているところです。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま、環境保全課長のほうから答弁いただいたんですけども、私が質問しているのは防災行政なんです。本来、一般質問というのは、村長なり教育長が答えるのが筋だと思うんですけども、具体的なものになったら担当課の課長が出てくるのは理解をいたします。その中で、今、休議の前に聞いたときに答弁に困ってましたよね。それだけ情報が共有化されていないと私は理解しました。

そういったことで、災害が発生しそうだ、した場合、村の対応というのは即応できるんですか。そこを一番言いたいんです。情報をきちんと共有化すべきですよというお話をしているんです。

この西郷村内に、どこに太陽光パネルが設置されていて、どの規模で何ワットの発電がされている、何キロワットだか分かりませんが、それをきちんと村で把握しておくべきですよと、その情報をみんなで共有化しておきなさいよと。万が一災害が発生しそうな場合に、その情報を基に対策を講じる、対応を考える。万が一災害が発生した場合にも、やはり同じく対策を考える、対応を考える。そうしておかなければ、片方は環境保全課で動く、片方は防災課で動く、片方は総務課で動くとか、そういうばらばらの動きして本当にいいんですかと、そのことを一番言いたいんです。

前回もお話ししたように、正常性バイアスというお話をしましたよね、覚えていますか。まさかこんなことあり得ないだろう、そういうふうには人間は考える癖があるよと。そこをきちんとしておかなければ、マニュアル化しておかなければ、正常性バイアスって人間が本来持っている、その観点の下に被害が大きくなってしまう可能性があるんだということをお話ししたいんです。

ましてや、電気なんか目に見えるものじゃない。いざ何かあったときに、消防の人が分からずに感電してしまうかもしれない。これは常備消防も消防団の方もそうなんです。どちらの消防にしても、村長は関係しているわけですよ。

広域圏で常備消防も関係している、消防団に関しては村の統監、一番トップですよ

ね。その方が、きちんと消防職員の方の身の安全を考えてマニュアルをつくっておかなければ、大変なことになってしまいますよ、まずそこなんです。村長が言われるように、住民の生命と財産を守る、そのことを優先するのであれば、情報をきちんと把握をして共有化すべきだというふうに思います。

そして、これ以上言ってもしょうがないと思うんですけれども、いわゆる被害の予想、イメージをすることも大事だよということを言いました。それと、被害が発生しそうな場合には、避難の場所を選定する、どの時点で避難指示を出すか、そのことも、きちんとマニュアル化をしておいたほうがいいと思います。

それと、9月には火災のこともお話をしました。万が一、山火事が発生して太陽光のパネルのほうまで火が回ったときに、どうやったら電気が遮断できるのか、それを誰が行うのか、事細かに決めておかなければ、先ほど言ったように、感電する危険性がありますよということなんです。それを誰がやるのか、ですから、さっき言った、設置者との連絡体制を密にしておきなさいというのはそこなんです。

復旧のイメージも、その段階でしておかなければならない、あとは計画の策定もしなければなりません。これらについても、きちんとマニュアル化するべきだというふうに思います。

火災の場合に、消火の方法ですよね。これは、常備消防のほうにもきちんと連絡を取り合って、どういう消火方法があるのか、消防団に対してはどのような活動をしてもらうのか、事細かに決めておかなければ、大変な事故につながるというふうに私は考えるわけでありませう。

それと、万が一災害が発生した場合に、これも9月に申しあげましたけれども、大気汚染、汚染物質の拡散防止、これについても、どういうふうに対応するのか、このこともきちんと考えておかなければいけないというふうに考えるわけです。

これら全てに共通するのが、しつこいようなんですけれども、発電所ごとの発電規模の確認、さらには電気の量、あとは面積、進入経路、施設設置者もしくは責任者の緊急連絡先、これらについては、全庁全課、誰に聞いてもすぐ分かるような準備をしておくべきだと考えますけれども、村長、いかがですか、もう一度伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員おっしゃるとおりでありまして、本当に危機感が欠如していたことを認め、今後、情報共有、全庁一丸となって対応していきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今後対応していくということで、9月にこの話をしまして、今12月で3か月間、この3か月間の時間というのは本当に大きいと思う。今ここで本気になってやっていただかないと、間に合わない可能性が出てきている。そのことを肝に銘じて、村長にはお願いをしたいと思います。

続いて、質問、防災行政の2点目としまして、災害発生時における避難所・福祉避難所について伺いますということでもありますけれども、これについても、同僚議員も

質問通告が出ていますので、ある種、お任せしたい部分もございます。

ただ、私としても、幾つか確認をしたい部分がありますので、いわゆる避難所・福祉避難所の場所について伺いますということで、村が災害時の避難所として指定しているのが、地域のコミュニティセンターなどだというふうに理解しております。

現在、避難所として何か所指定しているのか。また、同じく、福祉避難所として指定している場所があるのか、このことを伺いたと思います。数だけで結構です。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 12番上田議員の一般質問にお答えいたします。

避難所の数でございますが、現在村でしております指定避難所は、全部で50か所となります。内訳としまして、先ほど議員がおっしゃったとおり集会施設、こちらが35か所、続いて、学校が7か所、幼稚園2か所、保育園3か所、その他公共施設3か所の合計で50か所となります。指定避難所の収容想定人数は、50施設で5,094名の収容想定をしております。

また、福祉避難所につきましては、全部で17か所となります。福祉避難所につきましては、介護関係施設が7か所、障がい者関係施設が同じく7か所、その他施設が3か所となります。福祉避難所の収容想定人数は、17施設で525人の収容想定をしております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 避難所が50か所指定されているというところで理解しました。

福祉避難所に関しては17か所と。その中で、内訳の中で、その他7か所、10か所か。その他、これ、どういうところを指定しているんですか。内容をちょっと確認します。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 質問にお答えいたします。

その他避難所としまして、福祉避難所、那須甲子青少年自然の家とも締結のほうを結ばせていただいておりますので、那須甲子青少年自然の家等が入っております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ごめんなさいね、先ほど私、ちょっと計算間違えたんで、7か所、7か所で14だよ。残り3か所だよ。福祉避難所ね。1か所は自然の家と分かったんですけども、残り2か所ってどこなの。そこもちょっとお示してください。

○議長（真船正康君） 時間かかりますか。

防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

西郷村高齢者生活支援センターが社会福祉協議会の中にごございます。もう一つが、ちょっと確認できませんので……失礼しました。

今申し上げた西郷村社会福祉協議会、それから太陽の国の厚生センター、合わせまして、先ほどご説明申し上げました那須甲子青少年自然の家、西郷村社会福祉協議会、太陽の国の厚生センター、こちらの3か所となります。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 場所については、自然の家と高齢者生活支援センターと、あと太陽の国の厚生センターね、この3か所ということで理解いたしました。

これ、基準はちゃんと満たされていますかね。例えば多目的トイレ、全施設入っているといるので、これは飛ばします。基準は多分満たしているんだろうと思います。残り、3番議員がこの後、私の後から質問されますので、そこで詳しく答弁いただければと思います。

その中で、私がちょっと気になったのは、新聞にも載っていたんですけども、介護士がいなくて福祉施設の開設が難しいとかと、ちょっと前の新聞に出ていたりもしたんです。村においては、保健師が結構今いるので、保健師は十分間に合うのかな、それでも、一般の避難所と福祉避難所を合わせると67か所ぐらいになってくるので、どういう配置になるのか、それとも同一の保健師がぐるぐる回るのかというのはあると思うんですけども、それと、介護士に関してはどういうふうになっていますか。これ、手配ついているんですか、伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 質問にお答えいたします。

今のお話ですと、11月8日に新聞に掲載されました件かと思いますが、福祉避難所の人材の確保に関しましては、基本的に福祉避難所協定を締結している事業所の支援をしていただくことと想定しております。

ただし、この場合においても、専門の人材がいない事業者もございますので、その部分の人材確保は必要となってきます。また、近年、先ほど上田議員が申し上げましたとおり、村の職員において、保健師の資格を所持する職員の採用を増やしている状況もあります。保健師資格を所持している職員を福祉避難所の支援員として配置することも、今後は可能になっていくかと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今話を聞いていると、本当に他人ごとには聞こえないんです。災害というのはいつ起こるか分からないと、先ほどからずっと話していますよね。

ですから、介護士にしても保健師にしても、きちんとどういうふうにするかというのをマニュアル化しておくべきだと思う。じゃなければ、災害が起きてからどうしましょうでは遅い。そのことをきちんと整理をしておくべきだというふうに申し上げておきます。あとは3番議員にお任せしますので。

あと、続いて、施設の安全性の確保と備品の整備状況についてということですけども、今回この質問を行うに当たって、私の元に西郷村のハザードマップ、これの写

しを届けくださった方がいらっしゃいます。この資料を見ていて、あれっと思ったのは、指定されている避難所が地震の揺れで全壊する危険度が示されていたんですよ。避難所の場所によっては、危険性が高いところもありますけれども、これらについては、耐震診断と耐震補強など、きちんと対応されているのか。

さらには、その次のページを見ると、浸水する危険性のページもあって、避難所が浸水する危険性も示されていた。これらに関して、村はどのようなふうに対応されているのか、併せて伺います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 質問にお答えいたします。

耐震・浸水の想定のご質問でございますが、避難所となる施設の耐震化の状況でございますが、はじめに現在の耐震基準でございますが、昭和56年に建築基準法が改正され、現在の新耐震基準での建築が進められていることとなっております。

昨今の大規模地震発生時の状況として、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建物が多く倒壊している状況があります。現在している避難所のうち、昭和56年以前に建築されている建物が7か所ございます。昭和56年以前に建築された施設としまして、小田倉小学校体育館、羽太小体育館、川谷小・中体育館、山下多目的研修センター、西郷村転作技術研修センター、上野原農民研修センター、由井ヶ原地区公民館、そのうち、改修済みまたは改修要施設が4か所、未改修となっているのが3か所ございます。

改修済みまたは改修要施設が、小田倉小学校体育館、羽太小体育館、川谷小・中体育館、上野原農民研修センター、未改修施設に関しましては3施設、山下多目的研修センター、西郷村転作技術研修センター、由井ヶ原地区公民館となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村がまとめたハザードマップだよ、これね。これの写しだだと思うんです、私のところに持ってきてくれたのはね。その方が別に作ったわけじゃないと思うんです。これを見て、私、言っているんです。

これ、地震が起きたときに倒壊する危険度が示されていて、色別になっています。危険率が、施設によっては高いのもあるんですよ。そういうものに関して、きちんと補強しておかなきゃいけないんじゃないんですか、もしくは改修すべきなんじゃないんですかというお話をした。

それと、このページをめくっていくと、浸水する危険のところも予想されているんです、これね。浸水するところに建物が建っているのがありますよ、そういうところに避難しろというんですかという話なんです。そこをどういうふうに考えているんですかということなんです。これは3番議員にお任せしますんで。

ここで本当に言います。役場の庁舎を造るよりも、まず避難所を先にちゃんとすべきなんじゃないんですか。それこそ村長が言われる、村民の方の生命と財産を守るといふのであれば、まず役場の庁舎より、こっちが先なんじゃないんですか。そのこと

を申し上げておきます。

あと、備品に関しても、これももう時間がないので、簡単に言いますけれども、村である程度備蓄はしていると思います。入替えも多分、計画的にはするだろうと思うんです。そういった中で、私が一番申し上げたいのは、住民に対して、例えば災害の発生に備えて、家族の3日分備えてくださいとお願いをしましたか。場合によっては、大規模災害によっては、5日間の準備、備蓄をしてくださいというお願いをすべきじゃないかと、前ここでお話をしました。

3日あれば公的な機関が入ってこられる。大規模災害においては、5日ないと公的な機関が支援に入ってくれない、そういうことがあるので、そういうお願いをすべきだと、私はここでお話をしました。

それと、時間がないので、もう一つ言います。

自主防災立ち上げについて、これも1回、村で説明会をやりました。そのときに話が出たのは、保険の加入についてお話が出ました。万が一災害、けがをしたとか、万が一命を落としてしまった、そのときの保証はどうなるんだという話で、保険に入るべきじゃないかという話で、そこで話が止まっている。これも、もう1年以上、その話が止まったままになっている。これに対して、村はどういうふうに考えているのか、そこを確認します。いかがですか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 質問にお答えいたします。

自主防災組織の保険の件でございますが、こちらは社会福祉協議会のボランティア保険のほうに、各行政区ごとに参加をしていただけるような保険となっております。そこを推奨していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 社会福祉協議会でやっているボランティア保険の加入のお話をしていくということなんだけれども、何でこうやって、1年以上ほったらかしておくの。いつも言っているように、災害っていつ起こるか分からない。ですから、もっともっと足を前に出していかなきゃいけないんじゃないんですか。

自主防災組織に関しても、保険はこういう形で対応できますので、ぜひ組織をつくってくださいよと。万が一ここで災害が起きたときに、行政が全部賄えるわけじゃない。自助の精神をきちんと植え付けるためにも、その一つとして、ボランティアの保険というのは必要だと思いますので、そこは強くやっぱり言うべきだと思います。この部分も3番議員にお任せしますので。

続いて、3の介護保険事業についてということですが、これに関しては、介護保険料の特別徴収と普通徴収の人数については飛ばします。

保険料の滞納者、滞納されている方がいらっしゃるのかどうなのか、まずそこをちょっと確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 税務課長。

○参事兼税務課長（伊藤秀雄君） 12番上田議員のご質問にお答えします。

介護保険料の滞納者数ということで、直近11月30日現在での人数ということになりますが、現年度の賦課分として73人、滞納繰越分で79人、実人数でいきますと118人という形になっております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 実人数で118人の方が、介護保険料を納めることが難しい、納められていないということで、この方に関しましては、本当に納めたくても納められない状況だと私は理解をします。いわゆる年金について、物価は上がる一方なんですけれども、年金支給額が下がっている。これは物価スライド制で、物価が下がっているから年金額も下げますよと国はやっていますけれども、私は逆の行為だと思っている。

そういった中で、そもそもは、保険料の負担については限界をはるかに超えている。そういった中で、村としては、救済措置というのは考えられていないんですか。村長、これ伺います。保険料を滞納されている方に対して、支援の手というのは考えられていませんか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

特に考えてはおりませんが、こうした方をやはり救うのが村の行政でありまして、庁内一体となって、福祉のほうに相談するとか、いろんな方法で救っていきたいという考え、ルールはルールということでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ルールはルールということで、ただ窓口を開設というか、今の窓口のところに相談に来てほしいということだというふうに理解はしますけれども、私もルールはルールだと思っています。

ただ、以前ここでお話ししましたように、村としてきちんと、これは支援策を講じるべきだと思いますよ。今、年金で介護保険料が納められない方というのは、年金制度が始まる時に何と言われたか、そのことを、以前もここでお話ししましたように、あなたが年を取ったときに安心して暮らせるために年金に加入すべきですよ、加入しなさいじゃなかった、当時はね。そういった方たちが、これに該当してきているんじゃないかと思うんです。

村長が言われる、ルールはルールだとして分かります。ただ、これもここで私、以前申し上げましたとように、法には反するのかもしれない、いわゆる介護保険法には反するのかもしれない。でも、憲法に照らしたときに憲法には反しない、そういう考えの下に、きちんと支援策を講じるべきだというふうに思いますよ。

ですから、村独自の支援策、介護保険料に対して直接お金を入れてしまうと、それは介護保険法に引っかかるのは分かります。ですから、村独自の支援策を今講じるべきじゃないんですか。でなければ、実人数で118人の方が非常に厳しい思いをして

いる。介護保険料が納められないことによって、介護サービスを受けることもできない状況になってきている。まさに命と財産に関わってくる問題じゃないんですか。

ですから、村独自の支援策を講じるべきだというふうに考えますけれども、村長、いかがでしょうか。伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

118名の未納者がいるということで、本当にお気の毒というか、申し訳ないと思っておりますけれども、村で何かできないかということでありまして、その件につきましても、検討と言うと、また、やらないほうの検討かと言われるけれども、とにかく手助けしなきゃならない思いはありますので、しっかり支えていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） あと2分だけ、最後に一言だけ申し上げます。

昨日、村長は、次の村長選にも出馬するという表明をされました。その高橋村長に一言申し上げたいのは、及川和男さんという方が書いた「村長ありき」という本があります。ぜひ、時間を取って読んでいただければというふうに思います。この方の本を読んでいただくと、深沢晟雄という村長さんの生きざまが見えてきます。

そのことが、60年前に本当に大変な思いであられたことが読み取れるので、そのことを読んで、今後の福祉の政策につないでいただければというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

次に、通告第6、10番藤田節夫君の一般質問を許します。10番藤田節夫君。

◇10番 藤田節夫君

1. 福祉行政について
2. 村営住宅の現状について

○10番（藤田節夫君） 10番、日本共産党の藤田です。

通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、福祉行政について伺います。

福祉行政の1つ目として、灯油購入費の助成についてお伺いいたします。

現在、原油価格が高騰し、ガソリンや灯油、重油、軽油など燃料価格が大幅に値上がりしています。ガソリン価格はリッター165円を超える高値が続き、灯油価格については18リットル当たり2,000円を超えようとしています。私たち地方で生活する者にとっては、自動車は移動の足となっているため、家計の直接的な痛手になってきています。

さらには、冬を迎えるに当たり、灯油燃料価格の高騰は、村民の生活に大きな影響を与えています。さらに、食料品の相次ぐ値上げや電気・ガス料金などの光熱費も次々と値上がり、家計を圧迫しています。また、昨年来のコロナ禍で影響を受けている地元業者の方々からも、原材料価格の値上がりや燃料費などの高騰で悲鳴の聲が上がっています。本格的な寒さを迎える中、灯油は欠かせないものとなってきています。村民の命と健康、生活、生業を守るため、村として緊急に支援すべきではないでしょうか。

今回の原油価格の高騰は、当分続くことが予想されています。冬本番を迎え、暖房に必要な灯油などの値上げは、所得の低い世帯にとってはより重い負担になります。このような状況の中、全国の多くの自治体では、低所得者世帯などを対象に灯油費、灯油購入費を助成する自治体が増えてきています。

また、政府も、自治体を実施する灯油購入費などを特別交付税で措置することを決めました。これは、自治体が原油価格の高騰で影響を受けている生活困窮者や事業を支援するために行う原油価格高騰対策に対して、国が補助するものです。内容的には、特別交付税の措置率は2分の1で、交付税の対象は、1つ目として、生活困窮者に対する灯油購入費等の助成、2つ目として、社会福祉施設、養護老人ホーム、障がい者施設、保育所・幼稚園等に対する暖房費高騰分の助成、3つ目として、公衆浴場に対する燃料費高騰分の助成、4つ目として、漁業者等に対する燃油高騰分の助成などとなっています。

この特別交付税を利用すれば、最低でも、高齢者世帯や障がい者のいる世帯、ひとり親世帯、住民税非課税世帯など、生活困窮者等に対して助成することができると思いますが、村長の答弁を伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 10番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

灯油購入費の助成についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及んでいる中、さらに、原油価格の高騰により灯油の

価格が高止まりで推移し、直接村民の生活に影響が出ていることは、誠に憂慮される
ところでございます。

生活に困窮している方への灯油購入費の助成については、過去にも何度か一般質問
に答弁させてもらっているところでございますが、今回、国からの臨時交付金におい
て、原油価格の高止まりを背景とした生活困窮者に対する灯油購入費助成事業に対し、
この財源を充てることができることとなり、現在、その実施に向けて調査・立案を凶
つているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今、答弁をお聞きすると、実施に向けて調整・立案を凶つて
いるところでありますということなんですけれども、実施をするということに理解して
よろしいでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

実施に向けて、今、計画・検討しているところであります。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 実施をしていくということで、私、今までいろんな福祉関係で
質問をしておりますけれども、こういった場所で、実施するという方向で聞いたのは
初めてかなと思います。

この件に関しては、先ほど村長も言いましたけれども、平成30年の12月議会の中
で質問しているんですけれども、その中で、村長は答弁で、灯油の価格の高騰や大
豪雪・大寒波の到来など貧困世帯や高齢者世帯の生活が逼迫するような事態が生じれ
ば、可及的速やかに対処してまいりますということを答弁しているんですよ。今回
は、まさにこれに当てはまって、うそはなかったなということで、村民の方も相当喜
ばれる方もいると思いますんで、ありがとうございました。

それで、実施して、今考案中だということなんですけれども、実施方法とか、生活
困窮者といっても、いろんな世帯があると思いますんで、実際どのようにその辺考え
ているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まずは、実施するとなった場合の予算措置、制度の内容については、臨時議会等を
開催していただきまして、できるだけ早く、時期があるものですから、実施の方向で
考えているところであります。

助成する金額及び方法などの実施内容につきましては、現在調整している段階であ
りまして、現金での支給や灯油助成券、灯油引換券による方法、様々な助成方法が考
えられますが、より早く、より利用しやすい方法等を考えるとともに、一方で、現金
での支給も現実的かなという考えもあります。いずれにしても、時期がありますので、
早急に結論を出して実施してまいりたいと考えております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま、10番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

10番藤田節夫君の一般質問を許します。10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 午前中に引き続きまして、一般質問させていただきます。

福祉灯油を実施して、子細については臨時議会等で、予算等は決めていきたいということですが、この対象者ですね、どの辺ぐらいまで考えているのか。生活困窮者と言われても、これ担当課のほうから頂いた資料ですが、65歳以上単身世帯と65歳以上のみの世帯数があつて、3,000世帯ぐらいあるんですけれども、あと細かく別に書いてありますけれども、それと、ひとり親家庭世帯が235世帯ですか、非課税世帯が1,730世帯、これ太陽の国の方も入っているんで、実質的には910世帯、生活保護世帯が95世帯ということで、頂いた資料には出ているんですけれども、それと、今考えている対象者、どの辺まで考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

対象者をどのように考えているかという点につきましては、地方創生臨時交付金において、原油価格の高止まりを背景とした生活困窮者に対する灯油購入費助成事業ということになっております。

そういったことでありますので、対象者は生活に困窮する方とし、具体的には非課税世帯を対象に想定しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。まだその決定までには、ちょっと時間をいただいて精査していきたいと思いますので、併せてご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 非課税世帯を対象ということですが、できれば65歳以上の高齢者世帯、さらには住民税非課税世帯、今言われたとおりですね、あと、ひとり親世帯、生活保護世帯ですか、この辺は最低でも対象者に入れていただきたいと思っておりますので、参考にしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それと、助成金額と方法ですね、先ほど村長、現金で考えているというような趣旨の旨の答弁をお聞きしましたが、金額等について、分かる範囲で結構なんで、どのぐらいを考えているのかお示してください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

金額等のお話でありますけれども、金額につきましても一緒に併せて、対象者と相

互関係がありますので、一緒に考えていきたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） これから、その辺も含めて考えていきたいということですが、よそを見ると、ほかの自治体を見ると、大体5,000円、灯油缶にして2缶ですかね、18リットル缶2缶、50リッターなり40リッターなりということが出ているところが多いんで、目安としてそんな感じでやっていただければと思えますけれども、あと現金という話でしたけれども、灯油券を今度、これを結局申請制度にすると、対象者が一々申請しなくちゃいけないということになると思うんですよ。そういった意味でやっぱり、私の考えですけれども、灯油券を対象者に、対象世帯に郵送するという形もありかなと思うんですけども、申請用にするのと、なかなか役場まで来て、申請して提出して、それからじゃないかという話になると、申請に来られない世帯の方もいると思えますんで、その辺のことも考慮してやっていただきたいと思えます。

福祉等に関しては、以上で終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、聴覚障がい者等による電話利用の円滑化に関する法律について伺います。

聴覚障がい者等による電話利用の円滑化に関する法律が国会で昨年成立いたしました。これにより、今年の7月から電話リレーサービスが開始されております。

聴覚障がい者等は、障がいの特性上、音声によるやり取りを前提とする電話利用が困難で、社会参加をしていく上で大きな障壁となっていました。電話リレーサービスは、聴覚障がい者と一般の方の間に通訳オペレーターが入り、オペレーターが手話や文字を音声化することで、いつでもどこでも誰とでも総合通話を可能にするサービスです。

サービス提供機関は、一般財団の日本財団電話リレーサービスとなっております。利用登録することにより、24時間365日対応で、緊急通報なども可能になります。聾啞者の方々は、長年の夢が実現したことで歓迎されておりますが、村での認識をお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの一般質問にお答えいたします。

福祉行政についての質問第2点目、聴覚障がい者等による電話利用の円滑化に関する法律について、認識ということでご答弁をさせていただきます。

聴覚障がい者等による電話利用の円滑化に関する法律につきましては、聴覚障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与することを目的として、音声言語による意思疎通を図ることが難しい聴覚に障がいがある方に対し、意思疎通を行う手段として電話を利用できるよう、公共インフラを整備するものでございます。

具体的には、日本財団電話リレーサービスという団体が提供する電話リレーサービスの提供でございますが、電話リレーサービスとは、聴覚障がい者等が電話リレーサービスを提供する機関を経由して、対話者と電話により意思疎通を図ることを可能に

するサービスであります。

サービス内容は、聴覚障がいのある方が手話やチャットを使い、サービス提供機関の応対者に伝達内容を伝え、その内容を応対者が相手方に口頭で伝えて、やり取りをするという仕組みになっております。双方向からの利用が可能でありまして、聴覚障がいのある方への連絡手段として利用することもできます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今課長が言われたことは、内容等を説明されただけで、村としてどういう認識を持って、これを村民に伝えるなり、利用していただくなり、やるかということの認識を聞きたいんですけども。

こういう事業を、私も今、課長の前にここで説明はしているんですけども、認識はどういう認識を持ってその作業に当たっていますかということなんです。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えします。

この制度の認識というものに関しましては、聴覚障がい者の日常の対応といえますか、意思疎通を図る手段としての公共インフラという認識でございまして、実際のところ、この制度につきましては、現在、西郷村で電話のリレーサービスを利用している方、数名、若干名いらっしゃいますけれども、総務省のホームページやチラシ、テレビコマーシャルなどで周知されているところでもありますし、また、聴覚障がい者の方の電話利用の円滑化を図るためには、電話リレーサービスに関し、聴覚障がい者等の理解に加え、聴覚障がい者以外の者による理解及び協力が必要であることから、村としましては周知ということで、村のホームページや広報にしごうなども活用しながら周知を図っていきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 村では若干名いるそうですけれども、結局、村で把握していないということなんですか。若干名って、現在利用している人が何名か分からないんですか。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど述べました若干名の利用ということで、電話リレーサービスの利用者につきましては、役場のほうに電話リレーサービスを利用して連絡を取ってくる方は2名ほどとなっておりますけれども、個人同士の会話や個人と企業、また仕事のやり取りと、そういったもので電話リレーサービスを利用している方の人数は把握はしておりません。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 役場に連絡が2名程度ということですけども、だからこれ、国会で法律が、聴覚障がい者の方は本当に長年の夢が実現したということだと思っております、私は。それが今年の7月から、電話リレーサービスということで始まった。こ

ういったことをやっぱり村民の方に、聴覚障がい者の方もたくさんいると思うんですよ。聴覚障がい者だけではないんですけれども、そういった意味では、もう少しやっぱり対応を早くして、今の課長のお話だと、ホームページとか広報等で知らせていきたいですからね。もう知らせていますとか、こういった聴覚障がい者に対して連絡をして、こういったサービスができたよということで、やっぱりやっていかないと、何でもこういうところで言われて、一般質問でも何でも言われてから、じゃやります、周知しますでは、やっぱり対応が私、遅いと思うんです、村民に対して。

ぜひ、そういった意味では、常にこういった、障がい者等の国会での動きなんかもありますんで、そういったことをいち早くキャッチして、それでやっぱり村民に知らせていくということが大事なのかと私は思いますので、今後、先ほど申されましたけれども、ホームページや広報等を通じて村民に知らせていきたいということなんで、理解はしますけれども、そういった意味で、やはり先々読んで、村民の立場になって、やっぱり行政は進めていっていただきたいと思います。

西郷村だけじゃないんですけれども、障がい者等に対して、意思疎通支援事業制度ってあると思うんですけれども、これはどういう内容ですか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

意思疎通支援制度ということでございまして、西郷村で現在行っているものにつきましては、手話通訳者の派遣事業というものがございます。当村におきましては、福島県聴覚障がい者協会に委託をしております。聴覚障がい者の方が村へ手話通訳者の派遣依頼の申請がございまして、村のほうといたしましては、福島県聴覚障害者協会のほうへ通訳者の派遣を依頼いたしまして、申請した日時・場所に手話通訳者を派遣していただくということとなっております。

令和3年度におきましては、31件の申請に対しまして、27件の手話通訳者の派遣を実施しているところでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 県のほうでこれは担当しているということで、そちらのほうに電話をして、相手方の利用する日にちを設定して、そこで来ていただくという形を取っていると思うんですけれども、それでも、令和3年には27件、31件の申請で27件の利用者が出ているということなんで、こういったことも、これが電話リレーサービスが拡大していくことによって、だんだんと、出かけなくとも相手とも話せるという状況になりますので、ぜひこういったことも大いに利用していただきたいと思います。

福祉行政の3つ目に移りたいと思います。

次に、特別児童扶養手当についてお伺いいたします。

この手当は、障がい者を育てる保護者に支給される国の制度です。金額は、1級の方が月5万2,500円、2級の方が月3万4,970円、これ全て国で負担するということになっているんですけれども、この制度ですけれども、特別児童扶養手当が地

域によって支給実態に大きな差があるということが、厚生労働省の調査で明らかになりました。また、新聞等でも大分報道されましたけれども、この申請書は各自治体の窓口で受け付けますが、認定は都道府県と政令指定都市で判断することになっていいますが、自治体で判定のばらつきが大きく、申請の却下率が最大で207倍の差があることが、これも新聞の報道ですけれども、分かりました。

自治体によって、申請件数と却下件数は違うと思いますが、西郷村の状況について伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

西郷村の申請状況、却下件数というようなことでございますけれども、まず児童扶養手当の受給者数は、現在で90名ということになってございまして、1級に該当する児童が23名、2級に該当する児童が78名となっております。

また、令和3年度申請書の進達件数13件のうち、申請件数が13件、有期再認定請求が19件ございました。却下の件数につきましては、1件という状況となっております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 対象者が1級で23名ですか、2級が78名、これは現在、手当を受けている人数と理解してよろしいですか。今年については、申請13件で、19件がちょっと分からないんですけれども、もう一度説明お願いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました19件というのは、有期再認定請求ということでございます。認定につきましては、期間が決められている方もおりますので、その有効期限と申しますか、期限が、方につきましては、再度認定の請求が必要というような形になっておりますので、そういった方が19件いらっしゃいましたという形となっております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今、新しい申請者が13件で、再度申請する方が19件いるという理解でよろしいですか。

却下件数が1件ということですが、これは窓口で却下されたのか、県のほうに申請した後、県のほうから却下されたのか、どちらなんですか。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

認定却下につきましては、全て福島県のほうで実施したところでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 村の窓口では通りましたけれども、県に上げたら却下された、却下されて戻ってきたということよろしいですか。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

村のほうの窓口で却下するということはございませんので、全て申請につきまして、は県のほうに進達をいたしまして、村のほうでは事前に、所得の制限がございますので、そちらのほうは確認した上で申請書を受理して、県のほうに進達を行い、却下は全て県のほうで行うという形となっております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 県のほうで却下されたということなんですけれども、これ、村のほうで受け付ける場合も、やっぱり診断書等が必要ですよ、診断書等とか状況とか。それで県に上げるわけですよ。何でもかんでも村で受けて、上に上げるわけじゃないですよ。

その却下した理由があると思うんですけれども、県のほうから却下された理由。村は、村の窓口でこれを上に申請したわけですから、問題がないと思って上げたと思うんですよ、村では、窓口では。違う。所得制限とか全部あるわけでしょう。所得制限があったり、診断書を添付してもらったり、いろいろ書いて、それで村で受けて、窓口で受けて、それを県に上げて、県のほうでそれを検定して、それで却下するのか、受諾するというか、申請を受け付けるのか、そういう体制になっていると思うんですけれども、却下された原因で何なんですか。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

却下される理由というのは、まず所得に引っかかった場合と、あと診断の内容に該当しなかったという場合、2パターンあるんですけれども、まず所得につきましては、村の窓口で確認するので、所得制限で却下されたというケースはまずないと思います。

診断の内容につきましては、専門の診断書を添付してつけるようになるんですが、その内容については、村のほうで、そこまで把握といいますか、その内容を村で判断する形にはなっていませんので、その診断書、つけられてきた診断書はそのまま、内容については審査をせずに、県に進達するという形になっておりますので、その診断書を見て、村が却下ですとか認定ですというような判断はしていないところでございますので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） だから、村としては、やみくもに全て受け入れて、それをそのまま封も開けないで、県に申請するわけではないですよ。やっぱり診断書とか所得の関係とか全部チェックして、それで県に上げるわけですよ。それで、県のほうで却下したということでしょう、その1名の方は。

だから、基準が決まっていれば、ある程度、村のどこの窓口へ行ったら、全国の窓口へ行ったら、基準が決まっていれば、それで申請したら受けて、それでオーケーだったら、県なり指定都市だったら自治体の上げて、そこで検定して来るわけですよ。それがばらばらなんじゃないですか。だから今回、新聞等に出ているけれども、全国的にそんな207倍の却下率が、開きがあったなんていうことは、あること

自体がおかしいんだよね。どうですか、その辺は。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

認定基準や却下、決定などにつきましては、村のほうでは関与できない部分でもありますので、村のほうでできることといたしましては、申請前の段階で、お客様といいますか、窓口に来られた方に対しましては、指定医、お医者さんの意見を聞いた上で、診断書の作成をお願いしてくださいというような形で伝えておまして、診断書も結構な料金取られるものですから、その辺事前に、却下になるかどうかは専門医、指定医の方の意見を聞いた上で、診断書を出してくださいというようなことで伝えておりますので、却下するについては、村の場合はさほど、去年1件ということですがけれども、少ないというような状況でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今回問題になっているのは、結局そういう却下されるケースが多いと。それはなぜかといったら、検定医が県に1人、検定するお医者さんがいて、それでチェックするだけで、中身も見ないで、中身見ないと言ったらおかしいですけども、状況ですかね、そういうのも把握しないで、1人の人がチェックして、はい、これはオーケー、これはバツと。その検定医によって、県の申請を受理する件数が全然違っちゃうらしいんですね。

たまたま福島県でも、前の検定医から変わって、別な検定医が来たらば、そういう状態になったと、却下が多くなっちゃって。という状況もあるんで、今全国的には、そういった基準なんかをしっかりと、だって生活、障がい持って生活している、障がい児を持って生活しているところは、大変な生活しているわけですよ。お金も大変かかるし、共稼ぎも当然できないわけですよ、その子にずっと付き添っていなくちゃいけないわけですから。そういった意味では、これの検定の結果が、新聞で私も知ったんですけども、ちょっとひどいやり方じゃないのかなというふうには思っています。

村じゃなくて福島県では、知的障がい者ですか、知的障がい者の中で、養育手帳で表す区分があるんですけども、それで、重い順に1級から4級、県によってはA1、A2、B1、B2と表記している自治体もあると思うんですけども、障がいの表す4度ですかね、一番軽い部分、4度とかB2ですか、これ知的障がい者ですからね、対しての扱いはどうなっているんですか、県の場合は。受けるんですか。申請を受け付けるのか、受け付けないのか。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃった療育手帳の等級の件だと思いますけれども、福島県の場合は療育手帳AとBという形で発行しております。主に今、Aの方については、最重度、重度、療育手帳Bの方については、中度、軽度という形で手帳が交付されておりますけれども、その手帳の交付の程度とこちらの特別児童扶養手当の認定基準は別物

となっていますので、手帳がAだから必ず手当が該当するというような状況ではございませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） これは、検定とは別物ということですか。

私がちょっと調べたところによると、全国的に、東京は4級、一番軽い、4級というか4度というか、あと、B2と言っているところもあるんですけども、これは受け付けません、最初から、そういう人。ほかの他県の受け付けるところは多いらしいんですけども、結局窓口申請するとき、私の子は知的障がい4度ですよ、4級というか4度というか、ちょっと分からないんですけども、4度ですよということでも受け付けてくれて、申請すれば通るらしいんですけども、東京の場合なんかは、軽い知的障がいというのかな、そういった方は全然受け付けませんということなんですけれども、これ、認定するのに関係ないと、別物だと言いましたけれども、だって、障がい者手帳を持ったり、療育手帳を持ったりして、それを添付すれば、結局診断書も要らないわけですよ、これ申請するのに。じゃなくて、必ず診断書も必要なんです。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

よく療育手帳の申請に来られる方につきましては、こちらの特別児童扶養手当の診断書を添付する方なんかもあります。一応手帳を持っていれば、個人の程度によってなんですけれども、省略できる方もありますけれども、大体順番としては、特児、特別児童扶養手当を申請をして、療育手帳が交付になるというパターンが大部分を占めておまして、まずこちらの特別児童扶養手当が該当になるかとか、その診断書をつけて、療育手帳も同時に併せて申請するというような方がほとんどでございますので、一概に全て診断書を出さなければならないというパターンでもありませんし、その辺については、個人ごとによって分かれるというような状況でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 私が聞いて調べたところによると、障がい者手帳とか療育手帳持っていれば、それで申請すれば大丈夫だよと。それに満たない人がいるんですよ。要するに、低程度の子どもたちの障がい、これが一番問題になっているのかなと思うんですけども、これは障がい者団体等からも、やっぱり統一するべきだと、そういった認定するに対しては。その明確化がされていないので、厚生労働省のほうも、こういった結果が出たんで、実態調査をしていきたいという方向らしいんですけども、やっぱり村としても、これがこの人、誰が判断すると、なかなか難しい子もいると思うんですよ。じゃ、どっちが申請受けて、こっちが何で落ちたんだなんていう話も聞きますんで、そういった意味では、やっぱり明確な基準を設けるように、村としても県に対して一言言うなり、そういったケースが少ない部分もあると思いますけれども、新聞によると、相当な開きがあるところもありますので、ぜひそういったことも、機会があれば発言をしていただきたいと思います。

取りあえず、本当に障がい児を持った子は大変なんですよ。生活も厳しいですよ、私も見ていますけれども。そういった意味では、多くの方にそういった手当が、国の手当なんで、ぜひ支給できるように。ここで最終検定できないんですからね、村でね。県のほうに行ってしまうわけですから、なかなかそれも難しいと思いますけれども、できればそういった方向で、今後やっていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

それでは、次に、村営住宅の現状についてということでお伺いいたします。

はじめに、現在の入居状況についてお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） 藤田議員の一般質問にお答えをいたします。

質問第2、村営住宅の現状についての1点目といたしまして、入居状況についてでございますが、現在村で管理しております公営住宅は、村営住宅が7か所、特定賃貸住宅が1か所、定住促進住宅が2か所の10か所となっております。

12月1日現在の団地ごとの入居状況でございますが、下羽太団地、全戸数12戸のうち10戸が入っております。新羽太団地、全戸数20戸のうち18、新川谷団地、全戸数8戸のうち全戸8戸が入っております。杉山団地、全戸数24戸のうち24戸が入居しております。岩下団地、全戸数48戸のうち47戸が入居しております。小田倉原団地、全戸数8戸のうち全8戸が入居しております。折口原団地、全戸数57戸のうち54戸が入居しております。特定賃貸A型住宅新川谷団地、全戸数4戸のうち4戸が入居しております。定住促進住宅子安森宿舎、全戸数80戸のうち42戸が入居しております。定住促進住宅川谷宿舎、全戸数5戸のうち全戸の5戸が入居しております。

村営住宅につきましては、全戸数181戸に対しまして入居戸数が173戸で、入居率は95.6%、また、定住促進住宅につきましては、全戸数85戸に対し入居戸数は47戸、入居率は55.3%となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） ありがとうございます。

全体を見ると、ほとんど、ほぼほぼ入居しているのかと思うんですけれども、周りを見ると、老朽化している住宅が相当年数たって、私の見たところでは、築48年という箇所も何か所もありますので、今後建て替えの計画はあるのかどうか、まずお聞きいたします。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えいたします。

村では、平成26年度から令和5年までの10年間を期間としました西郷村公営住宅長寿命化計画を策定しております。近年では、令和元年度に上野原団地の解体工事、また、新たな団地といたしまして、同年に小田倉原団地8戸を整備したところでございます。

議員おただしのとおり、全体的に建設年度が古い団地が多くなってきております。特に、40年以上経過し建て替えの候補となる団地、また、建て替えまでは至らずも、屋根・外壁・設備等の改修を行い、今後長期的に維持管理をしていかななくてはならない団地も多い状況となっております。財政負担面などの諸課題もありまして、現時点においては、建設の計画策定には至っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 計画がないということですが、このままいけば、さっき言った、あと何年もつか分からない。私、何年か前ですかね、一般質問のときに、屋根が駄目で雨漏りしているというようなことを聞いたもんですから、ここで一般質問させていただいて、そのときに順次、折口原ですが、屋根の塗装をしてもらった経緯があります。

最近聞きますと、床がもう駄目だと、床がぶよぶよしているというような状況だとも聞いていますんで、こういった状況をいつまでも放っておいて、なおかつ、もう築50年になろうとしていると。木造造りである。そういったこと考えて、考えてみると、やっぱり計画というのも立てていかないと、今日明日できるわけじゃないし、そこには人が住んでいるわけなんで、それこそ計画的に進めていかないといけないのかなと思うんですけれども、村長はその辺、どのように考えているんでしょうかね、村営住宅に対して。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど課長が答弁しましたように、公営住宅の入居率、非常に高いということで、一方で、定住促進住宅は80戸のうち42戸ということで、ちょっとバランスが崩れていることも実態となっております。

築50年になっておりますので、建て替えも考えに入れながら、しかしながら、使える、できるだけ修繕等しながら、財産でもありますし、できるだけ、建て替えとなるとコストもかかりますし、またコスト、プラス家賃もかかりますので、そういうことも含めながら検討する時期だと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 検討する時期ということで、認識は少しはあるのかなと思うんですけれども、これ、今年計画して来年建てるというわけにいかないんで、お金の面もあるんで、そういった建設基金ですか、公営住宅の。そういったものも少し、何年か考えて着手するとかしていかないと、先ほども申しましたけれども、本当に床も屋根もぼこぼこのところあるんですよね、実際。ましてや、立派な材料を使って造ったわけじゃないですから、当初から。それでもう50年たつわけですから、本当に村長にお伺いするのは、やっぱりそういった計画を持って建て替えをしていただきたいと。

これ、公営住宅の長寿命化計画によると、やっぱり5年ごとに点検をしたり、定期点検をしていかなくちゃいけないことになっているんですけれども、実際はやられて

いるんですかね、定期点検というのかな、5年ごとの定期点検は。いかがですか。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えいたします。

議員おただしの長寿命化計画においては、10年をスパンとして、5年ごとに定期点検を行うとされておりますが、現実的には、外装、屋根等においては確認はできませんが、内部の状態については確認できない状態がありますので、内部についてはやっていない状況でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 内部の調査はしていないということですが、外部にしろ、見たってすぐ分かる話なんで、内部だってその気になれば調査できるはずなんで、ぜひその辺調査して、やっていただきたい。

公営住宅を新しくするというので、お金も当然かかるわけですが、今村では、障がい者等の入れる公営住宅ってあるんでしょうか。あれば、場所をお聞きします。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えいたします。

村の村営住宅、定住促進住宅につきましては、例えば車椅子が対応できるとか、そういうものの施設は、現在はなっていない状況でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 対応しているところはないということなんですけれども、これ、西郷村の村営住宅等条例施行規則ということで例規集があるんですけれども、この中でも、障がい者をちゃんと受け入れなさいということが書いてあるんですよ。課長はこれ見て、分かっていると思うんですけれども、そういった意味では、これから本当に高齢化社会に向けて、独り住まいの方や障がいを持った方とか、歩行に困難な方とか、いっぱい出てくると思うんです。そういった人もやっぱり、公営住宅なんだから、引き受けていただかないといけないのかなと思うんですけれども、そういった意味も含めて、そういったことに対応できる住宅をやっぱり考えていくべきではないのかなと思うんですけれども、その辺もう一度お願いいたします。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えいたします。

先ほど議員のほうから、基金の創設の話がございました。村としましても、住宅の老朽化というものについては避けられない現実、課題として考えております。建設計画の策定、基金の創設も含め、総合的に検討して、新築をする際には、もちろん障がい者を受け入れるべく、バリアフリーの対応にする設計等に配慮したいと思います。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 新築する場合は、そういったところもやっていきたいということなんですけれども、条例にはちゃんとうたっているんで、そういう人たちもちゃん

と受け入れる、そういった住宅を造ってほしいと思います。

公営住宅法というのがありまして、その中では、地方公共団体は常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するために必要があると認めるときは公営住宅の供給を行わなければならないと、地方自治体に公営住宅の供給を義務づけていますので、ぜひそういった意味では、西郷村の村営住宅というか住宅は、もう変えなくちゃいけないし、この条例に合ったものにしていかなければいけないのかなと思いますので、その辺はお願いしておきたいと思います。

次、住宅の設備等についてお伺いいたします。

住宅の浴槽、風呂釜ですが、以前は入居者自身が用意して入居していましたけれども、これはちょっと分からないんですけれども、私、3年ぐらい前に、今では村で設置するようになったんだよということで聞いたことがあります。当然、私は設置してあると思っていましたけれども、実はそうではなくて、風呂釜は自分で用意するんだよというふうなことだったので、びっくりしたことを記憶しておりますけれども、この辺は現在どうなっているんでしょうか。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えいたします。

村営住宅及び定住促進住宅の浴槽、ボイラーについては、小田倉原団地及び定住促進住宅を除いては、基本的には自分で用意していただくものとしております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 自分で用意して入る、以前から住んでいた人がそのまま置いていけば、次に入る人が、そのお風呂は自由に使えるということなんでしょうけれども、今どこへ行っても、ましてや民間のアパートへ行ってもどこへ行っても、風呂ないようなアパートは用意していないし、もしあったとしても、誰も入る人いないと思うんですよ。

こういった公営住宅に入る人は、どうしても低賃金の低所得者が多いので、風呂釜を自分で買って設置するという話はないと思うんですけれども、これはぜひ、この機なので、ない箇所に関しては、村でやっぱり設置すべきものだと思いますけれども、村長の考え、その辺お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど課長が申しあげましたように、基本的には自分で用意する、そういう設備になっております。そういうことでご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 理解を賜りたいといっても、これは、村長も自分で入るアパートへ行っても、それで風呂へ行ったら風呂釜がないというんじゃ、入らないでしょう、そういうところに。これはやっぱり大家としての責任じゃないですか、この辺の設備は。そういう状況になっていますから、よろしく願いしますでは、それは答弁にな

らないと思うんですけれども、もう一度、村長の答弁をお願いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 基本的には、入居者により準備していただくということでありまして、村が負担、管理すべきものであるか、これまでどおり入居者において負担・管理すべきものであるか、判断には至っていない状況であります。仮に入れるとしても、今まで入った人のバランスとか、自己負担しておりますよね。そういった方のバランスもありますし、前回、一般質問で出ました聞き取り調査、アンケートを取っておりますので、それらを踏まえながら、できるだけ入りやすい状況に結びつけていきたいと考えております。もう少し時間をいただきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 村が負担するべきかということを行いましたけれども、点検も含めてね。これはもう、全部の自治体とは言わないですけれども、自治体でちゃんと負担をして、設置をして、それで点検も村でやるということになっていると思うんですよ。今どき、だって、これはないと思っておりますよ、この世の中にして。

入っている人の負担だ、バランスだというけれども、そんなことで、やらないと言っていることと一緒に、その辺は割り切っていて、こういう方針になったんだと、やるしかありません。理由づけばかりしていたんでは、何も物事は先に進まないんで、ぜひそういった観点からやっていただきたいと。

聞き取り調査とアンケートを実施したということなんですけれども、これは、定住促進に入居している方に対してアンケートを取ったんでしょうか。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えいたします。

アンケートというふうに村長は申し述べましたが、契約状況、まずお風呂、ボイラーを自己購入したものであるか、またリース契約をしているものか、前入居者より引き継いで使用しているものか、その確認をさせていただきました。その状況は、各団地により非常にまちまちでございまして、統一をどう図っていくかとかというのがなかなか難しい判断になってきておまして、現在のところ、先ほど村長が申し上げましたとおり、判断には至っていないということでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） その部屋の引継ぎ等で、この風呂はリースなのかとか、買ったのかというようなことの聞き取りだと思うんですけれども、その前提にはやっぱり、じゃ村で、これからは全部設置していくよという前提の聞き取り、アンケートだと思うんですけれども、それは違かったのかなと。ちょっと残念ですよね。

ぜひ、恐らく、そう数的にはないとは思っているんですけれども、今現在入っている方は、みんな浴槽はついていると思うんですけれども、これから入る人とか、数的には少ないと思うんで、これからの方針として、やっぱりその辺はちゃんと整備していくという方向でやっていただきたいと思っております。

次に、各階段等に設置してある共同の電気というか外灯ですか、それには、あと敷

地内にある防犯灯ですね、敷地内、村内もあちこちありますけれども、そういった電気代の件はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えいたします。

各団地の共有部にございます敷地内の屋外灯や階段、踊り場の電気代につきまして、各団地の管理人さん等が各戸から徴収いたします共益費によりまして、支払いをいただいている状況でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 各階段というか、入っている方の共益費を集めて、それで払ってもらっているということなんですけれども、できれば低賃金、金ある人はあそこ入っていないんで、低賃金の方たちだけなんで、できれば村で持ってやるのが一番かなと思います。

特に街路灯は、防犯灯ですね、防犯灯部分は、村内どこでも、やはり村で負担しているはずなんで、街路灯まで入れちゃうと、大変なお金になるのかなと思うんで、よりやっぱり少ない負担で、そこで暮らしていけるように手だてをしてあげるのが村の役目かなと思うんですけれども、どうですか、村長、その辺は。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

街路灯というのは道路でありますので、一般村民の防犯灯は、そういうことであります。ただ、今言われた敷地内にありますので、これは共益費で負担していただくのが妥当かなと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 村長、午前中というか、最初は温かい手を差し伸べていただいて、もう少し掘り下げて、その辺もやっぱりやっていただきたいなど、大したお金じゃないと思うんですよね、みんな我々の税金でやっていくんですから。ぜひその辺は考慮していただいて、階段の1階、2階、3階、ついているところはしようがないとしても、外にある街路灯、防犯灯ぐらひは、村で面倒見てやってもいいのかなと思うんで、ぜひ村長には訴えておきたいと思います。

あと、先ほど言い忘れましてけれども、ここに浴槽、風呂釜は原則として備え付けてありませんので、ご自分で用意していただくようになりますということですがけれども、これはできれば削除する方向で、あんまりないのでそういった方向で、やっぱり対応していただきたいと思います。

次に、定住促進住宅の改善についてということでお伺いしたいと思います。

先ほど入居状況を聞きましたけれども、子安森の定住促進住宅ですか、子安森、住宅の件ですけれども、あそこ、80世帯入れるようになっているんですけれども、今、先ほどのお話聞くと、42世帯しか入っていないと。何か、せっかく以前には、家賃も下げたり、ちょっとは努力したことは私も分かりますけれども、一般質問も私、しましたんで。そういった意味では、それからまだ少なくなっているんで、今の状況を

見ると。

なぜ、あそこは立地条件も相当いいと思うんですよ、場所的に。なぜ入らないのか、担当課としてどう思っているのか、まずお伺いします。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えいたします。

定住促進住宅子安森宿舎の入居率が、全戸数80戸に対しまして、入居戸数が42戸と低い状況にあります。入居率が低い大きな一因といたしましては、5階建てでエレベーター設備がないことと考えております。特に4階、5階の空室が多くなっている状況にありまして、村としましても上層階の空室対策として、これまで家賃の見直しを行ってまいりましたが、現状としては入居率の改善にはつながっていない状況となっております。

子安森宿舎につきましては、東北新幹線新白河駅からも程近く、また村が首都圏への通勤圏ともなっているなど、立地条件に非常に恵まれた場所でございます。今後、さらなる家賃等の見直し等の検討、また、入居募集の建設課としてのアピール不足というのもあったのかなとちょっと考えておりますので、ホームページ等の掲載を工夫するなどして、入居率の向上に向けた検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） アピール不足ということですが、私もこれ、この件についても平成29年第1回定例会で、そこに住んでいる方が、ぜひシャワー付きのボイラーを設置してほしいと。じゃないと、若い人は入らないよということでお伺いしたことあるんですけれども、それからもう5年、6年たつんですけれども、一切変わっていないと。あとは、自分で取り付ける方もいますけれども、今どきシャワーのないところはまず入らない。

私、そういうこともあって質問して、いまだかつて何も整備されていないんですけれども、実は先ほど、小田倉原ですか、家畜改良センターのところ8世帯、あそこは4階建てなんですよね。今、先ほど聞いたら満室だと。8世帯のところ、8世帯全部埋まっていると。あそこも別にエレベーターあるわけじゃないんですよ、4階建てですけれども。ところがやはり、あそこはなぜ入るかといったら、すごいリフォームしたんですよね、村で。設備も含めてリフォームしたんで、それであそこがいっぱいになっていると。

だから、今の定住促進であったって、金は多少かかるのはしょうがない、けれども、遊ばせておけば一銭も入ってこないんですから。村長、そうですね、遊ばせていたら金入ってこない、あれ入れば歳入として入る。その場合にお金はかかりますけれども、修理してリフォームして、お金はかかるけれども、でも、あれをあのまま、それこそ小田倉原ですか、あそこより何ぼ立地条件がいいか分からないですよね、あそこ。新幹線も近いし、国道4号線も近いし。

そういった意味で、あのまま遊ばせておく手はないと思いますけれども、現時点で

村長はどう思っているのか、お伺いいたします。

◎休憩の宣告

- 議長（真船正康君） ただいま、10番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

- 議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後2時20分）

- 議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

10番藤田節夫君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長、高橋廣志君。

- 村長（高橋廣志君） 定住促進住宅についてお答えいたします。

確かに、あの場所は駅に近いということでありまして、本当に生活する上では便利であります。しかしながら、エレベーターがない、あるいは5階ということで、人気がないということも承知しております。

そういった中で考えられることは、ボイラーシャワー付きとか、あるいは、12番議員がおっしゃったように、定住に結びつける、一時期間を決めてあそこに住んでもらうとか、あるいはテレワークとか、いろんな手法が考えられますので、設備投資も含めながら前向きに、総合的に検討していきたいと思っております。

- 議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

- 10番（藤田節夫君） 前向きに検討したいということなんですけれども、まず、入ってびっくりしちゃうんですけれども、もう昔なんで、本当に畳ぐらい入れ替えても、ちょっと湿気が多かったりすると、中がふやけちゃったりしているので、あれ本当にリフォームすれば、そういう人も入ると思いますよ。いくら定住の関係とか、今村長が言われたことをやったとしても、そういう人だっとなかなか入りたくないと思うよ、今の状況では。

まず、できるところからでいいんで、リフォームして、本当に人が住める、入って臭いがしないような、そういったところに改善していく。それで、少しは村の収益も上がればと思いますんで、ぜひ検討していただきたいと思います。

あとは、これ、定住促進住宅を村の公営住宅に変えることはできるんですか、お伺いいたします。

- 議長（真船正康君） 建設課長。

- 建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

定住促進住宅につきましては、平成21年11月に独立行政法人雇用能力開発機構から買受けをした施設でございます。議員おただしの公営住宅への変更が可能かということでございますが、購入にあつては、定住目的の補助金を受けているところがございます。公営住宅化への法的可否については、今後調査が必要になってくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今後調査して、できるならば、現在入っている人はそういった条件で入っているんで、そういったことを特例としてやりながら、公営住宅、ほかの住居状況を見ると、ほとんど入居している住宅が多いんで、これを公営住宅にすれば、入る人もまた増えるのかなと。

またあそこ、私も分からないんですけども、1階部分をちょっとスロープなり手すりなり、改修というか改造することによって、そういった障がい者なんかも入居できるようになるのかなと思いますんで、その辺のほうも含めて検討していただきたいと思います。

次に、コロナ禍で収入が減収になったり、病気などで出費が多くなり、家賃の支払いに困難を来している方に対して、家賃の減免制度はあるのかお伺いたします。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えいたします。

家賃の減免につきましては、公営住宅法第16条第4項に、事業主体が病気にかかっていること、その他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは家賃を減免することができるかとされております。

また、村においては、西郷村営住宅等条例第14条及び西郷村定住促進住宅条例第13条において、1つ目として、入居者及び同居者の収入が著しく低額であるとき、2つ目として、入居者及び同居者が病気にかかっているとき、3つ目として、入居者及び同居者が災害により著しい損害を受けたとき、4つ目として、その他前各号に準ずる特別な事情があるときと規定しております。

当該住宅減免の申請においては、その事実を証する書類をもって審査をしまして、減免等を実施している状況でございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） そういった事実を申請していただくということなんですけれども、なかなか入居者は、その辺のことは分からないと思うんですよ。だから、こちらからやっぱり入居者に対して、定期的、1年に一度でもいいんですけども、そういった減免の措置があるよということを周知させるべきだと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

建設課においては、次年度の家賃を設定するため、全入居者を対象といたしました収入申告書の提出を求めています。収入申告書を送付する際の添書、そちらに減免についての記載をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 記載をしているだけでは、なかなか駄目なんで、こういったコロナ禍で相当苦しんでいる人も、収入が減少している人もいますんで、そういった場合は、やはりこちらから、減免あるよというだけの知らせを、ポストへ入れるでもいいし、そこの区長さんなり管理人なりを通じてもいいと思いますんで、そういったお知らせをぜひやっていただきたいと思いますんで、その辺もお願いをしておきたいと思います。

次に、入居の際に必要な提出書類の中に、連帯保証人が必要と記載されていますが、平成29年に公営住宅管理標準条例が改正され、保証人はつけなくてもよいことになりましたが、村ではどのような対応しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

国の通知によりますと、今後、身寄りのない単身高齢者等が増加し、連帯保証人の確保がより一層困難になることが懸念されているなどの理由によりまして、事業者の判断により、公営住宅の入居の手続における保証人の義務づけが削除されたところでございます。

村においては、基本的には保証人は必要と考えてはおりますが、その理由として、1つ目に、保証人は入居者への緊急時の対応はもとより、親族や入居者の状況をよく理解している者として、様々な相談事に対する親身かつ迅速な対応が期待できること、具体的には、ある程度の期間、入居者との連絡が取れない場合など安否確認、その他、家賃滞納等に対する相談がございまして。

2つ目として、入居者が亡くなられた場合、相続人や身寄りがない場合、保証人に退去の手続や家財等の処分を依頼する場合がございます。ただし、村としましては、保証人をつけることを絶対条件としているところではございません。住宅に困窮する低所得者が公営住宅へ入居できないといった事態が生じないよう、入居を希望する者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除などを考慮しているところでございます。

現在も、西郷村営住宅等条例第9条第3項においては、特別な事情があると認められる者に対しては、保証人の連署を必要としないとすることができると規定されております。この条文を運用、また状況に応じた対応に心がけてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） いろいろ今申されましたけれども、滞納とか亡くなった場合とか病気になった場合とかいうことで、あとは、絶対条件としていないということなんですけれども、これは国のほうでも、当然そういったことをわきまえて通知をしていると思うんですよ。各自治体に。そういうマイナスの意見じゃなくて、これからの時代、先ほど来言っているけれども、本当に独り所帯でいる人や身寄りがない人等、相当出てくると思うんですよ、高齢化社会に向けて。そういった事態に向けて、国も先取りして、こういったことを発令しているというか、通知してきているわけですよ。

当然ここに、私も書いてあるのを持ってありますけれども、国はそういった、今課長が答えられたようなことは、保証人の代わりとして緊急時に連絡が取れるように、勤務先、親戚、知人の住所と緊急時の連絡先を提出させることが望ましいとなっている。連絡先が確保できない場合でも、入居の支障とならないよう適切な対応をお願いしたいと。

これには、国の通知には、入居条件に今、税金を滞納している方は入居できないということに書いてありますけれども、これもしなくてもいいと、要するに、税金を滞納していてもいいということだよ。それが前提じゃないよ、そういう方もいらっしゃるよ。

セーフティーね、住宅のセーフティーネットというか、我々は本当、最終的に行くところなくなれば、こういうところに頼らざるを得ないんですよ。そういった方がちゃんと納税しているかといえ、していない方も当然いると思うんですよ。そういったことを見込んで、国は、そういった方でも、最終的には入居させなさいということと通知しているんですけども、こういうの、私なんか、誰でもそうでしょうけれども、連帯保証人になってくださいと、今までありましたよね、昔は大分、最近は少なくなりましたけれども。やっぱりどきっとするし、いや、連帯保証人はと、銀行でお金借りるときもそうですけれども、今銀行もそうだし、銀行は保証協会というものができてあるんですけども、民間のアパートだって、連帯保証人はいなくてもいい、それこそ敷金はゼロ円ですよ。そういうアパートが、不動産屋が相当出てきているんですよ。

この連帯保証人をつけるというのは、一番やっぱりネックなんですよ。国の指示で、国がそういう指示を出しているんだから、村はそんな変なことばかり、国から、国のあれだ、県のあれだと言わないで、こういういいことは率先して村で取り上げていってもらいたいと思うんですけども、どうでしょうかね、村長。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員のおっしゃること、本当に私も理解しているところであります。国は事業主体の判断に委ねるということになっております。

課長が申しましたように、やはり2つの目標、目的があって、それもやはり重要視しなきゃならないと思いますし、また、それが条件ではないということも重々承知しておりますので、ちょっとそれも検討していきたいと思います。できれば入りやすい住宅にしなければなりませんので、入って住んでいただくということが前提になりますので、その辺も考慮しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 検討していくということなんですけれども、村の例規集にも書いてありますけれども、保証人のことが書いてあるんですけども、これを見ると、大変なことなんだね。村長、目を通したかどうか分からないんですけども、例えば最初、私が保証人をつけて入っても、保証人がもし途中で亡くなったり、亡くなったら代わりの保証人をすぐつけなさいとなっているんですよ、条例では。そのほかに、

保証人は何かあった場合、家賃の12か月分に相当する額を保証人に命じられているんですよね。これ、まともに保証人の欄を保証人になる人に見せたら、誰もやる人いないと思うんですね。

そういった意味では、本当に村民の命と暮らし、これからますます厳しい状態が続くと思うんですよ。そういったところに住むこともできないという村民が1人でも、やっぱりいてはまずいと思うんですよね。そういった点では、検討すると言いましたけれども、やっぱり連帯保証人のところはなしにして、あそこは割愛していただかないと、本当に入る人がいないし、あれ見ただけで、もしあの書類をもらって、家へ持って帰って見て、保証人つけなくちゃいけないんだとなったら、ちょっと無理なんじゃないかな。

だって、国は全体、全県を見て、こういった告知をしているわけですから、別に西郷村だけを見て、こういった通例を出しているわけじゃないんで、そういった意味では、保証人だけは何とか削除していただきたいと、これが私からのお願いであります。村長もその辺は十分に聞き入れてくれたと思いますんで、ぜひそういった対応で今後やっていただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（真船正康君） 10番藤田哲夫君の一般質問は終わりました。

次に、通告第7、3番鈴木修君の一般質問を許します。3番鈴木修君。

◇3番 鈴木 修君

1. 防災行政の現況等について

○3番（鈴木 修君） 3番鈴木修です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項は、防災行政の現況等についてでございます。

内閣府によりますと、東日本大震災以降、全国の自治体で防災に対する取組が活発になっているということでございます。自治体ごとに直面している災害の内容や規模は異なりますが、あらゆる可能性を想定して、設備等のハード面の整備、そして、住民の方々への防災教育や啓発といった運用などのソフト面の改善・充実を図りながら、災害からいかに住民の命を守り、災害を最小限に防ぐことができるか、各自治体がしっかりと考えているということです。

では、当村における防災に対する取組はどうか、ただしていきたいと思います。

そこで、1点目として、地域防災計画について質問いたします。

地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき作成する計画であります。当村においても、平成25年3月に作成・製本されております。このような立派なものを作成しています。信じられないほど多額の費用をかけて製本する必要があるか、甚だ私は疑問に思っているところでございますが、それはさておきまして、製本されたその後、現在村のホームページを見ますと、平成27年1月の修正版が掲載されております。

この修正は、平成25年の作成以降、2回ほどにわたって災害対策基本法が一部改正されています。これに伴い修正されたものと考えますが、どうか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 3番鈴木修議員の一般質問にお答えいたします。

西郷村地域防災計画につきましては、平成27年1月に一部見直しを行っております。この見直しは、平成25年6月及び平成26年11月の災害対策基本法の一部改正を受けて実施しておりますが、改正内容のうち修正の必要がある箇所、主に避難行動要支援者対策に関する見直しを行い、修正版をホームページに掲載しております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） やっぱり法の一部改正により、見直しをして修正したわけですね。

では、平成27年の修正後も災害対策基本法の一部改正が、平成28年、平成30年、そして令和3年、今年の5月に改正されています。皆さんご承知のとおり、今年の改正は、市町村が発令する避難情報が大きく変わりました。警戒レベル4に当たる避難勧告と避難指示が一本化され、避難勧告は廃止されております。

今後は、これまで避難勧告の発令されていたタイミングで避難指示が発令されることとなりますが、このように改正された際に地域防災計画の見直し・修正を行う必要があると考えますが、そこはどのように考えているのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、平成27年1月に西郷村地域防災計画を修正した後も、災害対策基本法の改正が平成27年、平成28年、平成30年、令和3年に行われており、令和3年においては避難情報に関する内容が改正されました。

本来であれば、災害対策基本法の改正に合わせて、その都度計画の修正・見直しを行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 要は、先ほど平成27年もということだったんで、ちょっと平成27年は私は分かりませんでした。

結果的に、今年においても法改正されて、既に半年が経過しているわけですが、先ほども申し上げましたが、基本法の一部改正が複数年にわたり改正しても、やはりその都度、地域防災計画を見直すのは当然であり、本来修正の有無にかかわらず、毎年見直しをする必要があると思っております。

そのことは、防災基本計画の中でも、このようにうたわれております。毎年、市町村防災計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならない。要は、検討を加えということは、見直ししなさいということと私は解釈しておりますが、担当課は多分、そのことも承知しているはずではないかと思えます。

かといって、先ほど言ったように、多額の予算をかけて、こんな立派な冊子を作る必要は私はないと思えます。修正版を作成した時点で、これはもう、言っちゃ悪いですが、不要なんですね、修正が出ているわけですから。それをこういう立派なものを作るというのは、いかがなものかなと思っております。

それで、今後、修正部分だけを差し替えられるような形にしてはどうでしょうか。また、今ホームページで公開しているように、電子媒体で職員でも誰でもが見られる状態にしておくだけでもよいと思えます。その辺、いかがですか。そしてまた、平成25年にこれを製本した理由が何かあるのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

防災計画の製本につきましては、議員おただしのとおり考えております。今後、計画の見直し・修正を行う際には、修正箇所を差し替えられるものにしていきたいと考えております。

なお、平成25年に作成した理由につきましては、以前の状況であるため、定かではありませんが、他市町村においても同様に製本している状況もあるため、そのような形にしたというのが一つの理由と考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 今後は製本せずに差し替えられる形にするということで、ぜひそ

うしていただいて、予算軽減していただければと思います。

また、前回までの製本に関しては、課長は担当者ではなかったもので、製本した理由が定かでないのは理解しますが、もし本当に製本した理由が、他町村が製本しているからしましたということであれば、全く自主性も主体性もないし、何も考えずに業務を遂行しているだけだと捉えます。今後は予算面なんかも頭に入れながら、創意工夫していただきたいと思います。

それでは、次に、平成27年に地域防災計画を修正した際、職員への周知徹底はどのように行って習熟させたのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

この件につきましても、以前の状況でありますので、定かではありませんが、平成27年に計画を修正した際の職員への周知徹底につきましては、修正した計画書を各課に配付し、課内回覧により周知を行っております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁ですと、担当でないんで定かではないと。ただ、修正版を課内回覧したということ、周知したということですね。

それだけでは職員は、修正箇所も修正内容も、どこがどう変わったかも分からないのではないですか。地方自治体は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務があります。被害者支援は行政の責務であります。行政職員は、災害対応に全力を持って当たらなければなりません。職員が地域防災計画や、それを修正したこと、また修正内容を全く知らないといった状況にならないよう、そのことを肝に銘じて、今後取り組んでいただければと思います。

次に、西郷村地域防災計画の目的や基本方針に伴う主な事項の現況について質問いたします。

先ほど、12番上田議員も質問しておりますが、自主防災組織について伺います。

災害による被害を最小限にするためには、自助・共助・公助がとても大切ということで、2年前から行政座談会等で自主防災組織の結成の推進を図っていますが、現況はどのようなになっているのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

自主防災組織の結成につきましては、議員おただしのおり、令和元年度に実施しました行政座談会において、住民の皆様に関することをお願いをさせていただいております。

現在の状況としましては、結成届が提出されている組織が1団体となっております。そのほか、結成に向けて相談を受けている団体が2団体となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいま答弁で、1団体が結成し、2団体が結成に向けて動いているということで、まだまだ自主防災組織が整備されていないのが現状であるということですね。これまでと同じ形で推進を図ろうとしても、住民の皆さんの理解をなかなか得られないと思います。また、既に組織を発足した行政区においても、行政区任せになっているのではないかと感じております。

担当課として、組織発足後も軌道に乗るまで支援・助言してあげて、できたらモデル的な自主防災組織をつくってはどうかと思いますが、いかがですか、伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

自主防災組織の結成及び活動促進につきましては、議員おただしのとおり、モデル的な団体をつくり、支援・助言を行い、活動の広報なども行うことで、他団体の結成促進につながっていくと考えております。

今後は、現時点において結成されている団体と連携し、モデル的な組織として活動を進め、広報紙での特集や活動状況を動画に収め、村の公式ユーチューブチャンネルで公開するなど実施し、他組織の結成促進に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ぜひお願いしたいと思います。

さっきの話ではありませんけれども、他の自治体のまねをするのであれば、こういう自主防災組織の整備が進んでいる先進的な自治体の取組をぜひまねしていただければと思っております。

多くの行政区が一度に組織を結成できるとは私も思っていません。先ほどの保険の件もそうですが、どのようにすれば結成に結びつくか、担当課が積極的に考えていくべきだと思っておりますので、ぜひお願いします。これも様々な角度から物事を考えないと、これが正解だというのはありませんので、ぜひそうしていただければと思います。

次に、防災教育について、住民に対する防災教育、職員に対する防災教育、学校における防災教育を順次伺います。

はじめに、住民に対する防災教育についてですが、村は住民の防災教育は、各種防災訓練、講演会、研修会等の行事や防災の手引、パンフレット等を作成し、住民に防災知識の普及啓発活動を実施すると防災計画の中でうたっております。どこまで実施しているのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

現在実施している住民に対する防災教育につきましては、各時期、例えば3月であれば火災予防運動週間、5月であれば水防月間、6月であれば土砂災害防止月間など、時期に応じた行政回覧の実施や村広報紙への掲載、ハザードマップの作成・配布などを行っております。

また、小学校等より依頼があれば、学校に出向いての防災教育の実施などを行っております。さらに、今年度より、ユーチューブ西郷村公式チャンネルを活用した防災情報の発信なども行っております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 今年度からユーチューブによる発信ということで、それ以外は全く定型的なものだと感じております。私、防災に精通している方のレポートを読みました。住民の防災意識関係のレポートであります。防災教育の最終的な目標の一つは、リスクに対して事前に対処するための行動が何であるかを理解し、その上で、解決策を具体的に実行する住民を育成することであると書いてありました。

そして、その目標に向けて、段階的な防災教育として、1段階目はリスクに気づかせる。そして、次にリスクへの理解を深める。解決策の理解を得る。最後に、対処行動を引き起こすといったように防災意識を定め、住民の防災意識をフェーズ化することが効果的だと言っています。答弁いただいた活動以外にも、住民に対して防災意識と防災知識の高揚につながる活動を、他市町村の事例を参考にするなどして、ぜひ検討していただきたいと思っております。

続いて、職員に対しての防災教育についてですが、村は職員に対し、災害時における適切な判断及び各種防災活動の円滑な実施を確保するため、必要な防災教育を実施するとなっております。これについても、実施状況を伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

職員に対しての必要な防災教育に関しましては、研修会や講習会などの主立ったものは実施しておりません。しかし、有事の際に早期に職員に参集していただくために、職員参集システムを活用した情報配信を年数回実施し、受信確認等を行うことで、職員の危機意識の向上に努めております。

また、年度当初には、有事に備えるため、災害対策班の班編成を行い、職員に周知することで、災害発生時等に自分が何をするのか把握していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁で、最後に災害対応班を編成しているということですが、それは当たり前のことであって、その後なんです。編成して、そして、そこにとどまるのではなく、編成した後、さらに一歩進んで、平時の際に訓練をするべきではないかと思っております。その訓練については、また後ほど触れさせていただきます。

続いて、学校における防災教育はどのように実施しているのか。幼児、児童・生徒への防災教育と教職員への防災教育について、教育委員会に伺いますが、学校における防災教育は、様々な危険から児童や生徒らの安全を確保するための教育です。

文科省は、防災教育の目的を3点に絞って挙げています。1点目は、自然災害について理解を深め、適切な意思決定や行動選択をできるようにする。2点目は、災害の危険を理解し、自ら安全を確保する行動や日常に備える備えができるようにする。3点目は、学校や家庭、地域の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。そして、養うべき4つの能力を文科省が示していますが、当村の学校における防災教育は、文科省が規定している目標に沿って実施しているのか伺います。

また、発達段階に応じた目標も文科省は定めております。当村においての発達段階ごとの防災教育についても併せて伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（関根由美君） 鈴木修議員の一般質問にお答えいたします。

学校における防災教育につきましては、議員おただしのとおり、防災教育の3つの狙い、さらに、防災教育の基盤となる育成すべき4つの資質・能力の柱を基に、過去の自然災害、特に大地震の教訓を踏まえ、児童及び生徒の安全確保を図るため、全ての学校において、学校安全全体計画、防災教育全体計画、放射線教育全体計画を教育課程に位置づけております。

防災教育は、特定の教科の一部としてではなく、複数の教科にまたがって児童・生徒の発達段階に応じた目標を立て、福島県教育委員会がまとめました防災教育実践資料等を活用し、系統的な指導を行っております。

また、日常的な防災活動や災害発生時における基本的な対応マニュアルを各校の実状に応じて作成しております。災害時における危険を察知し、日常的な備えができるよう、防犯教室、防災訓練等を行っております。

また、訓練後や職員会議等において、成果や改善点を協議し、次年度の計画やマニュアルの改善等を行っております。さらに、学校における教職員等の防災教育につきましては、事故等発生時の安全対応能力の向上のための講習会への参加や、各校で地域の関係機関や家庭と連携した心肺蘇生法講習会等の開催を通して、防災教育における指導力の向上や安全対応能力の向上のための研修を行っております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいま答弁をお聞きしまして、学校においては防災教育にしっかり取り組んでいるんだなということで、理解と安心いたしました。

西郷村、小・中、それから幼稚園と、立地条件が様々です。その条件に対応した様々な防災教育が考えられるかと思いますので、ぜひ引き続きお願いできればと思っております。

子どもたちへの防災教育は、ただ災害に関する知識を教えるだけでなく、非常時に自分の命を守れるようにするためのものでもあります。また、能動的に活動するという点から、生きる力を育むことにも深く関わっているとされておりまして、どうぞよろしく願いいたします。

次に、総合防災訓練について伺います。

防災計画では、総合防災訓練は、大規模な地震・風水害等の発生を想定し、総合的な防災訓練を毎年実施するとなっております。しかしながら、実施していないのが実態かと思えます。

そこで、総合防災訓練について、どのように考えているのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

総合防災訓練につきましては、西郷村では、平成29年度に県南地方総合防災訓練を実施した経過がございます。この訓練は、西郷村及び白河広域消防本部の共同主催、県が共催で実施した訓練で、白河市を除く西白河郡及び東白川郡の町村の持ち回りで開催している訓練です。西郷村においては、それ以降、そのような総合的な防災訓練は実施しておりません。

なお、消防団を対象とした火災防御訓練、または水防講習会については実施している状況であります。

防災訓練の実施に関しましては、有事に備えるという観点から、毎年実施することが必要なことであると考えていますが、総合防災訓練となると、各関係機関と調整等が必要となり、毎年実施することは困難な面もございます。

今後は総合ではなく、個別の訓練ができればと考えております。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁で、平成29年、総合防災訓練ですか、防災訓練ですか。

（「総合防災訓練です」という声あり）

○3番（鈴木 修君） 総合防災訓練を実施していると。

実際、防災計画には、毎年、総合防災訓練を実施しているとうたっております。でも、私も毎年はちょっと難しいとは思っておりますが、全くやらない状況というのが、いかななものかなというのが第一印象です。

西郷村地域防災計画では、災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動を取るべきか、災害時の状況を想定して、日頃からの訓練が重要であると記載されており、防災訓練の重要性を村は認識しているはずですが、そして、地域住民等の参加の下、総合的な防災訓練を毎年実施するとうたっているわけなんです。

消防庁の調査で、これは令和元年の調査ですが、1,528市町村のうち1,379市町村が、防災訓練の一つである実動訓練を実施しております。消防庁は地方自治体に対し、当該地域において特に訓練の必要性が高い災害を想定して、多くの住民や関係機関参加の下、実践的な訓練を実施するよう要請しております。その辺もしっかりと、また見ておいていただければと思います。

皆さん一度は耳にしたことがあると思いますが、聞いたことは忘れる、見たことは覚える、やったことは分かるという、これ中国の老子の言葉だと言われております。

この言葉をアメリカの研究者が、学んだことをどれくらい覚えていられるか記憶の調査をしたところ、聞いたことは10%しか記憶に残らず、見たことは15%、聞いて見たときは20%、話し合ったときは40%、体験したときは80%だそうです。いかに、やってみること、体験してみることの重要性が分かります。

ですから、防災訓練は重要だと私は思っております。担当課は、ぜひ総合防災訓練をはじめ、必要な訓練の実施に向け、一度にするのはちょっと難しいと思いますが、計画を立てていただけるようお願い申し上げます。

今年の3月に、西郷村国土強靱化地域計画が策定されました。策定趣旨には、次のようなことが記載されております。第4次振興計画におけるむらづくりの基本目標の一つである「安全が守られ、災害に強いむらづくり」の実現に向け、あらゆるリスクに対して強靱な西郷村をつくり上げていくと言っています。

災害に強い村にするには、平時の際の様々な取組が大切ではないでしょうか。そのところを、村長はどのように考えているのか伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 3番鈴木修議員の質問にお答えいたします。

災害に強い村にするには、平時のときの様々な取組が大切ではないかということがあります。今朝、新聞を読んでいましたら、屋根を修理するなら日が照っているうちに限る、これ59年前、ジョン・F・ケネディが言った言葉であります。災害が起きて手後れにならぬよう、平時こそ備えが大事ということだと思います。

昨今の状況を見ると、毎年のように地震、風水害、火山、火災と、様々な災害が全国各地で発生しております。ここ二、三日も、あちこちで地震が発生しております。村におきましては、令和3年3月に西郷村国土強靱化地域計画を策定し、災害に強い強靱な西郷村をつくり上げるために、防災・減災事業を実施しております。

しかしながら、議員おただしのおり、いかに防災・減災事業を進めても、実際に対策に当たる職員の準備ができていなければ、迅速な対応を行うことはできません。議員のおただしのおりであると私も感じております。地域防災計画の見直しと防災訓練の実施については、担当課に指示し、全庁挙げて職員一人一人の危機意識の向上に努めてまいりたいと思います。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁で、担当課はじめ職員に危機意識を持たせるということで、村長は災害対応の第一線の責任者です。地域防災計画の作成、災害対策本部の設置、災害情報の収集・伝達、避難指示など、村長として広範な責務と権限があるわけです。対応を誤れば、住民の被害が拡大するおそれがあるわけですから、そのことを常に念頭に置いておくべきです。

せっかく組織改編して、防災課まで設置したわけですから、係から課に昇格させたのですから、係のときと同じ恒常的な業務だけでは、課に昇格させた意味がありません。なぜ私がここまで固執して、計画の見直しや訓練の重要性を話しているか、それは自分の経験から話しておりますので、その辺もよろしくようお願い申し上げます。

続いて、災害における要配慮者のための避難所と要配慮者を支援する専門人材の確保についてでございますが、先ほど12番上田議員も質問しましたが、重複した場合には、どうぞお許しいただければと思っております。

さきの11月8日の地方新聞に掲載されていましたが、県の調査によると、災害時に高齢者や障がい者の方々の要配慮者が過ごす福祉避難所に関する調査について、3月末時点で県内の半数以上に当たる30市町村が、要配慮者を支援する専門人材確保等の体制が整っていないということが分かりました。

内閣府のガイドラインは、市町村に対して、高齢者施設や障がい者施設などを福祉避難所に指定し、社会福祉士や介護福祉士、介護士、障がい者相談員ら要配慮者を支援できる専門人材の緊急時の確保に向け、体制を整えるように促しているところでございますが、調査結果を見ますと、当村も残念ながら、体制が整備されていない未整備の状態になっていました。

私も早速、県の調査結果を調べてみましたら、調査項目の一つは、福祉機器、消耗機器等の調達状況については、59市町村のうち未定が18市町村、また、もう一つの調査項目は、生活指導員等の支援人材の確保状況についての項目でありまして、未定が22市町村となっていました。どちらも当村は、残念ながら未定の仲間入りをしている状況でございます。

このことについて、村はどのように考えているのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

令和3年11月8日の地方新聞に掲載された記事の件でございますが、まず、福祉機器、消耗機器材の調達状況につきましては、基本的には、福祉避難所協定を締結している事業所において所持している福祉機器及び消耗機器材を活用させていただき想定しております。

ただし、協定を締結している事業所の中には、機器材が整備されていない事業所もありますので、そのようなところには調達を検討していかなければならない状況であります。その状況の対応が、まだ未定と回答しておりますが、今後、村内にある福祉用具等を取り扱う事業所等と調達に関する協定の締結を行い、備えていく必要があると考えております。

また、生活指導員等の支援人材の確保に関しましても、基本的に、福祉避難所協定を締結している事業所の支援員等に支援をしていただくこととしております。ただし、この場合においても、専門の支援員がいない事業所もございますので、その部分の人材確保は必要となってきます。この部分につきましては、今後の対応が未定と回答しておりますが、支援員の確保に関しましても、今後検討していく必要があると考えています。

なお、近年、村の職員においても、保健師の資格を所持する職員の採用を増やしている状況もあり、保健師資格を所持する職員を福祉避難所の支援員として配置することも、今後は可能になってくるとも考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁、今後検討するというのがそこかしこに出ておりました。

村の地域防災計画の要配慮者対策では、平時から要配慮者に対する防災対策を積極的に推進していくことが従来以上に重要であるとうたっているんです。全く言葉だけであることが、非常に残念でなりません。未定でなく、せめて現在調整中ぐらいは言える努力はしてもいいと思います。そうすべきだったんじゃないでしょうか。今でも何も手をつけなくて、今後検討するというのは、何のための防災計画だったかと言わざるを得ません。残念です。

次に、福祉避難所の先ほど指定状況ですけれども、12番議員の質問で理解いたしました。17施設、福祉避難所として指定されているということです。

その施設の中で、私、ちょっと疑問に思ったところがありまして、国立那須甲子青少年自然の家が福祉避難所として協定を結んで、締結しているということですが、果たしてそれが福祉避難所として適切なことなのかどうなのか。ただ単純に数合わせ的な形でやったんでは、ちょっとまずいなと。

福祉避難所の定義が県のガイドラインに載っております。福祉避難所とは、一般の避難所で生活することが困難な要配慮者が避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した避難所のことと、県のガイドラインではうたっているんです。果たしてこれに自然の家が該当するんでしょうか、伺います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま、3番鈴木修君の一般質問の途中でありますが、これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時21分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

3番鈴木修君の一般質問に対する答弁を求めます。防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

那須甲子青少年自然の家と協定を締結した理由でございますが、福祉避難所は、要配慮者が災害時に避難生活を送るために円滑な利用を確保するための措置が講じられている施設となりますが、要配慮者において、要介護認定者や障がい者など、特別な資機材・設備が備わっていなければ避難生活を送ることができない方もいれば、要介護の認定等を受けていない高齢者の方や妊婦さん、乳幼児など、特別な資機材・設備が整っていなくても生活を送ることができる方も含まれております。

那須甲子青少年自然の家と協定を締結しましたのは、自然の家にはベッドの設置や

食事の提供、お風呂の提供など、一般の避難所よりは安心して避難生活を送ることができる設備がある程度整っている状況から、要介護や障がい者以外の方に対しては有効であると考え、協定を締結しております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 実は、今のお話を聞いて、自然の家の設備が普通の避難所よりも整っているからということでもありますけれども、実際私、3.11のときに、自然の家で避難者運営を行った経緯がございます。あそこに600名ほどの避難者がいました。その中で、特別養護老人ホーム、100名を超える方々を一時受け入れましたが、やはり特別養護老人ホームの入居者の方々ですので、施設としてはとても対応できないような形でしたので、県外をまたいで、福島県以外の栃木県等の特別養護老人ホームに打診して移送した経緯があります。ですので、福祉避難所の指定というのは、けやき荘とかやまぶき荘とか、本来の施設と、こういう一般の一時受入れを対象にするような施設と一緒にたにして、いかがなものかと思っております。

というのも、このガイドラインには、配慮者の状態、軽度・中度・重度という形で、見ていると思うんですけれども、3段階に分かれているんですね。その中で、けやき荘とかやまぶき荘だったら重度、青少年自然の家であれば軽度の、先ほどおっしゃった乳幼児とか高齢者、自立できる高齢者の方々とか、そういう形で色分けしないと、一緒にたで福祉避難所と指定しては、ちょっと指定されたほうも困ってしまうのかなと思いますので、その辺も今後検討する余地があると思われまますので、どうぞよろしくをお願いします。

次に、福祉避難所関連のガイドラインについてですが、ただいま県のガイドラインを私、見ていますが、内閣府は市町村が事務を行う際の参考としてもらえるよう、福祉避難所の確保・運営ガイドラインを今年の5月に改定・公表しております。また、県においても、私、今見ていますが、福島県福祉避難所指定運営ガイドラインを市町村の担当者を対象にして作成しています。

それを参考に、担当課では、当村に適したガイドライン、またはガイドラインに沿ったマニュアル等を作成しているのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、内閣府及び県においては、福祉避難所の運営等に関するガイドラインを作成しております。本村におきましては、村に適したガイドラインの作成につきましては、現時点では作成しておりません。

福祉避難所の運営に関しましては、各福祉避難所で作成している対応マニュアル等に沿って受入れ対応していただく想定であります。ガイドラインの作成につきましては、今後検討させていただき、作成の必要がある場合は、作成に向けて取り組みたいと考えております。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁ですと、作成の必要がある場合は作成に取り組むということですが、県がなぜ市町村の担当者を対象としたガイドラインを作成しているか、理解していない答弁だと私は思います。

県のガイドラインの内容を見ると、市町村の平常時の取組と体制について、災害時の対応、要配慮者への配慮事項等、村が体制づくりを考えておかなければならないことが記載されています。各福祉避難所で対応マニュアルを作成しているというのは、それは入居、そこに避難されてからの対応です。それまでの対応は、村が行わなければならないはずで

す。ですから、要配慮者対応マニュアルのようなものが必要ではないかと思っております。そのことを理解していただければと思います。

続いて、次の質問に入ります。

防災 I n f o にしごうの登録状況と、登録推進のための取組について質問します。

膨大な予算を費やして4月から開始した情報配信サービス防災 I n f o にしごうの活用状況が、前回の第3回定例会の同僚議員の一般質問に対しての答弁で、8月末現在の@ I n f o C a n a l のアプリ登録者数が3,420件、個別受信機の設置件数が818世帯との答弁を聞いて、アプリ登録者の少なさに驚いたところであり

ます。あれから3か月が経過して、現在の登録状況はどこまで伸びているのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 今回、答弁を簡素化するために、別な資料をご準備しました。

ここで資料を配付してよろしいか、議長のほうにお取り計らいくださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 分かりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 暫時休憩とします。

（午後3時48分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後3時49分）

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 先ほどご説明の中で、答弁を簡素化するために資料を配らせていただいたというご説明を申し上げましたが、より深い説明をするために資料のほう配らせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

こちらの資料の@ I n f o C a n a l アプリ等の登録者数でございます。登録者数でございますが、令和3年3月31日から令和3年11月30日まで、4月を除く毎月、登録者数のほうを調べております。ただいま鈴木修議員から質問がございました登録者数でございますが、この表の一番右側、令和3年11月30日現在をご覧ください。

上から i P h o n e の登録者数が1,185名、アンドロイド登録者数が

1,692名、合計しまして、アプリの登録者数が2,877名でございます。また、次のメールの登録者数でございますが789名、電話受信をされている方が32名、戸別受信機を貸与している方が906名、合計しまして4,604名の方が登録となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいま資料を配付いただきまして、ありがとうございます。

これを見ると、やはりアプリ登録者数等、毎月伸び率が100件にも満たない伸びとなっておりますね、月々にすると。スマホや携帯を所有している村民は、西郷村村民は約1万5,000人と言われます。世帯数だけでも約8,400世帯であります。それから考えると、この登録状況を担当課はどう思いますか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

議員おただしのおり、現状の登録件数については、まだまだ少ない状況にあると考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 誰が見ても、そう思うと思います。

要は、以前の防災行政無線で得られていた情報が全く入ってこない状態にある村民の方々がたくさんいらっしゃるというわけです。情報を得るには、毎月発行の広報にしごうか村のホームページに頼るしかないのです。果たしてこれが、村民の生活安定と福祉の向上に寄与していると言えるでしょうか。行政サービスの低下になっているのではないのでしょうか。

そしてまた、いつ発生するか分からない災害の未然防止や災害時の情報発信ができると言えるでしょうか。安心・安全なむらづくりと言えるでしょうか。早急に登録していただける手段を担当課が中心になって、担当課だけで考えられなければ、全職員にアイデアを募集してもいいと思います。

そこで、次の質問ですが、登録推進のための取組についてですが、9月の時点では今後、広報紙やチラシ配布、企業への周知を行うという、同僚議員の質問に対する答弁があったと記憶しております。確かに10月から広報紙には、私も今持ってきましたが、本当に小さく、防災Infoにしごうの登録をお願いします、詳しい方法は村ホームページをご覧くださいと記載されておりました。ただ周知はしましたみたいな、こんな周知方法で登録していただけたらと思っているのでしょうか。登録者が増えるとは、私は残念ですが、思っておりません。

また、この3か月で実施した登録推進のための方法について伺います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

@ I n f o C a n a l の普及促進につきましては、令和3年第3回定例会での10番議員の一般質問の答弁でも申し上げましたが、これまで広報紙での広報、行政区全戸配布や回覧、村ホームページへの情報公開、公共施設や関係施設、携帯キャリアショップ、コンビニエンスストアなどへのチラシの配置、村内企業に対して従業員などへの周知依頼、会議等での周知を行ってまいりました。

広報紙への掲載につきましては、他課においても広報しなければならない事業等があるため、毎月大きな枠を確保することは難しい状況があります。しかし、少しでも住民の皆様の目に留まればと思い、毎月小さい枠ですが、掲載をさせていただいております。

なお、この3か月で実施した登録推進に関する広報につきましては、村広報紙への掲載や転入者へのチラシの配布、生涯学習課の協力を得て、成人式の際の資料の中にチラシの同封などを行っております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいま答弁いただきましたが、以前とそう代わり映えのしない広報というように、私はどうもそういう形にしか思えません。結果的に、そんなに登録者が伸びているわけでもありません。

このような広報だけで登録してもらおうというのを待っていたら、何年かかるかわかりません。今後、新たな登録推進のための取組、何か考えがあるのであれば伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

現在検討しております今後の登録推進のための広報につきましては、これまでの広報の方法に加えまして、新たに郵便局等と連携して、郵便配達などの宅配を行う際に@ I n f o C a n a l のチラシを各戸へ差し込みができないか、協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 郵便局と連携してチラシの差し込みを考えると。郵便局と連携せずとも、毎月の広報にしごとと一緒にチラシを各戸配布するのと一緒じゃないですかね。何かちょっとよく分かりません。

私は、もっと村民の立場に立って考えてもらいたいんです。まずは、これまでの広報でなぜ登録してもらえないのか、どの年代が登録しないのか、広報の仕方が問題なのか、説明が分かりやすくなっているのかなど、その分析の下で、登録してくださいだけの方法ではなく、もっといろいろと、まずは分析が必要かと思います。

そこで、例えば、中には登録したくても登録の操作が分からないという村民も、高齢者を中心に多くいると思います。そういう方のために、例えば各集会所を利用して登録の操作の説明会を開催して、そこに集まっていただいて、その場で登録の操作方を説明しながら登録してもらおうとか、または、各行政区に登録推進委員みたいな

方々を委嘱して、そして登録のお手伝いをしていただくような、そういう違う発想に立って、村が村民に対して積極的に出向いていかなければ登録者は増えないと思います。そういった発想を、どうか職員の方々、そういう姿勢を見せてください。そのような取組を考えていかがですか、伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

ただいま3番鈴木修議員がおっしゃったような方策を、今後検討して対応していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ぜひ、これも様々な角度から考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

最後に、旧防災行政無線戸別受信機の回収状況について質問します。

既に旧防災行政無線戸別受信機のコンテナでの回収は終了していますが、そのことはホームページでも周知していますが、回収率はどれくらいなのか、最初に伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

要因としましては、旧防災行政無線の戸別受信機の回収につきましては、7月上旬から9月上旬の2か月間、各集会施設等にコンテナを設置し、回収を行いました。その間に回収した個別受信機の回収率がどのくらいであったかにつきましては、大変申し訳ございませんが、把握できておりません。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） どれくらい回収したか分からないということは、設置したままの状態の世帯が、どれくらいあるかも分からないということですね。

受信機が既に不要な状態にもかかわらず、まだ家庭に設置したままの状態になっている世帯は、なぜそのような状態になっているか、要因としてどのようなことが考えられるか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

戸別受信機の取り外しや各集会施設に設置した回収コンテナまで持ってくるということが、ご自分ではできない方がいるということと考えております。

また、旧防災行政無線戸別受信機の回収につきましては、村広報紙や行政区回覧、村ホームページでの公開、@Infocanalでの情報配信などにより回収の呼びかけを行いました。未回収があるということは、広報が不足しているということもあると考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 中には、邪魔にならないから、不要でもそのまま設置しておく世帯もあるかとは思われます。もちろん広報不足もあると思います。

私が一番気がかりなのは、やはり独り暮らしの女性や高齢者の方で、なかなか戸別受信機もアンテナも、外したくとも取り外すことができない状態の世帯があるということです。実際にそのような話を伺っています。不要なものにもかかわらず設置しておかなければならない、このような方々に対して、村は特に今まで何も手を打っていない状況です。

戸別受信機は不要になったから、回収するからコンテナへ持ってこい、また、コンテナ設置終了のお知らせがホームページに掲載されていますが、受信機がまだ設置されていて回収を希望する方は、防災課へ持ってこいと言っているようです。自分で撤収することができない世帯は、役場まで持っていきません。そのような状況もあるということを考えるべきです。血の通った行政とは言えません。

そこで、今後、このような世帯がどれくらいあるか、私も分かりませんが、何か手だてを、手を打つ考えがあるのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

戸別受信機の回収につきましては、ご自分で取り外すことができない方で、ご連絡をいただいた方につきましては、自宅に赴き、撤去の対応などをさせていただいております。しかし、まだ設置されている箇所も多々あると思いますので、広報をさらに行き、回収を進めていきたいと思っております。

なお、外部アンテナの撤去に関しましては、これまで撤去に関する対応は行ってきておりません。しかし、住民の皆様より回収のお問合せがあることも事実でございます。撤去希望者がどの程度いるのか調査などを行い、その上で、予算の問題もございまして、対応について検討させていただきたいと考えております。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁ですと、役場に連絡をした方だけが取り外しをしてもらえるということですが、連絡を役場にしなければそのままの状態です。役場のホームページには、そんなこと一切記載されておられません。広報もされておられませんでしたよね。

防災課は、村民から連絡を受けた時点で、既に取り外したくても自分でできない世帯があるということは認識できたわけです。防災課は、本来そこで、自分で取り外せない世帯がどれくらいあるんだろうとか疑問に思ってもらえれば、本当はそこで次の手段が打てるのかなと私は思っております。ぜひ人間味のある、血の通った行政と言えるような形で今後やっていただければと思います。

既に不要になった防災無線がどれくらいあるのか。例えば、各行政区ごとに回覧で調査できると思います。ぜひそのような形で調査をして、村として取り外しの支援をしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、今回、防災行政無線の現況等について質問し、問題提起と幾つか提案しましたが、一般事務を行うのは行政側です。提案を受け入れ、事務に反映していただくことを願って、一般質問を終わります。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君の一般質問は終わりました。

ここで、おはかりをいたします。

本日の会議を午後6時まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を午後6時まで延長いたします。

それでは、次に、通告第8、7番松田隆志君の一般質問を許します。7番松田隆志君。

◇ 7 番 松田隆志君

1. 防災情報通信システムについて

○ 7 番（松田隆志君） 7 番松田隆志でございます。

通告に従い質問をします。

ただいま、3 番鈴木修議員が質問しましたが、重複する部分がありますが、その部分についてはお許し願いたいと思います。

それでは、まず、議会の使命は、今さら言うまでもなく、地方公共団体の具体的な政策を最終的に決定することにあります。議員は、本会議や委員会での質問、質疑、修正等を通じて政策形成過程に参画し、予算、契約、条例等の審議において、最終的な政策の決定、すなわち地方公共団体の意思決定を行っているわけであります。さらに、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理、事業の実施が全て適法・適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することであります。

同僚議員が9月の定例会で、このシステムについて質問をしております。旧機種と新機種の重複期間が3か月ありましたが、7月1日から新しいシステムに変更になり、情報が届かなくなって不安だとか、高齢者の方や河川に近いところに住んでいる方から、お金を出してもいいから戸別受信機が欲しいなどという声が聞こえてきます。また、拡声器は共鳴して何を言っているか分からないとか、うるさ過ぎるなどという苦情も聞こえてきます。

そういったことを踏まえて、今回は、今年度から導入された防災情報通信システムについて、事前に議会に対して説明のあったとおり運営されているか問うものであります。

もともと私は、今回導入したシステムについて、懐疑的な立場を取っております。私はスマートフォンを2009年より使っておりますが、人の命を預けるには、いまだ信用できないと考えていたからです。さらに、スマートフォンの普及率からいって、防災情報が全世帯に届くとは考えにくかったからです。

そういった立場から質問します。

まず最初に、防災情報通信システムについて、サービスが始まって8か月になるが、利用状況を伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 7 番松田隆志議員の一般質問にお答えいたします。

これまでの情報配信件数でございますが、一般広報につきましては、暮らし・手続情報は48件、子育て・教育情報は17件、産業・ビジネス情報は20件、健康・医療・福祉情報は68件、観光・文化・スポーツ情報は32件、安心・安全情報は31件、その他村政情報は55件で、合計しますと271件となります。緊急広報については24件、Jアラート受信情報の連携配信は10件となっております。その他、メロディー配信を行っております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 了解いたしました。

次に、専用アプリについて、利用状況について伺います。

先ほど3番議員のほうからもありましたが、アプリの登録者が3,480件という答弁がありました。その後の登録件数については、先ほど資料を頂きましたので、前に議会に配付しました説明書の中で、アプリの普及方法についてあります。普及の対策の例として、アプリの画面を表示すれば生涯学習施設の利用料を半額にするとか、まるごと西郷館のソフトクリーム無料券をクーポン配信するなどとありますが、実際にどういう対策が取られてきたのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

議員おただしの内容につきましては、新たに導入するシステムを選定する際の職員間の検討会の中での内容となりますが、実際には、このような方法での普及促進は行ってはおりません。

現在まで行ってきました普及促進につきましては、先ほど3番議員の質問に対する答弁でも申し上げましたが、広報紙での広報、行政区全戸配布や回覧、村ホームページでの情報公開、公共施設や関係施設、携帯キャリアショップ、コンビニエンスストアなどへのチラシの配置、村内企業に対して従業員などへの周知依頼、会議等での周知などを行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） その件は、先ほど聞いて了解いたしました。

次に、システムのサービス内容について伺います。

まず、情報発信の可能場所ということですが、これについて伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

情報発信の可能となる場所につきましては、基本的には、インターネットを閲覧できる環境があれば、どこからでも発信が可能となります。また、スマートフォンからでも配信のほうが可能となります。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 災害時にどこからでも発信できるということで了解いたしました。

また、通信方法としまして、情報の伝達確認、安否確認、支援を必要とする方などが容易に把握できる双方向通信であることとしていますが、具体的にどういうことなのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

システムの運用開始をして以来、現在まで避難を呼びかけるような災害が発生して

いない状況から、具体的にはまだ行っておりませんが、情報を発信する管理画面上では、情報の到達状況と既読状況を確認することができます。避難を必要とするような災害の発生が予測される場合には、情報の伝達状況を管理画面上で確認し、情報が到達しているか、しているが既読となっていない場合には再度情報を伝達することや、そのときの状況によりますが、職員の派遣するなどの対応を行っていくことを考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） まだ災害が発生していないので、具体的には行ってないということではありますが、実際に災害が発生したときの状況を考慮して、予行演習はすべきではないかというふうに考えます。

それから、続きまして、安否確認にも活用できるとありますが、実際に活用しているのか伺います。議会のほうでも安否確認のアプリを入れておりますが、こういったアプリをわざわざ入れなくても、そちらのほうの情報通信システムのほうでできるか、できないか、その辺をお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

@ I n f o C a n a l を使用しての安否確認につきましては、さきの答弁でも申し上げましたが、これまで避難を必要とするような災害が発生していない状況から、具体的にはまだ行ってはおりません。

また、職員も使用している安否確認アプリ、職員参集システムですが、こちらのシステムの開発目的としまして、有事の際に、開発した企業内の従業員を参集させることを目的として開発されたシステムであり、大人数に対応したシステムではないとのことをお話を伺っております。また、現在の契約内容につきましても、使用者の枠を500件までとして契約している状況から、このシステムを利用して、全村民の安否確認を行うことはできない状況となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 全村民の安否確認はできないということですが、頂いた資料によると、安否確認までできるというようなことだったと思います。そういったことについては、きちんと事前に整理して、議会のほうにも提示していただきたいと思います。

続きまして、目の不自由な方や耳の聞こえない方に対応したシステムであるということが書いてございます。これは、具体的にどういうシステムなのか伺います。そして、情報を聞き逃した場合に、再度情報を確認することができると思いますが、目の不自由な方、耳の聞こえない方はどう確認するのか伺います。さらに、高齢者に対する見守りもできるということですが、これについても併せて伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

@ I n f o C a n a l システムは、複数の受信端末へ情報を発信することが可能となっております。目の不自由な方へは、戸別受信機や電話配信機能を利用して音声の伝達、耳の聞こえない方に対しては、文字情報用アプリやメールとして配信できるシステムとなっております。

また、情報を聞き逃した場合の対応としましては、戸別受信機につきましては6件の登録が可能となっております。目の不自由な方の場合は、機器の操作が困難となる場合もありますが、機器の再生ボタンを押すだけで録音した内容の再生ができる機器となっております。また、耳の聞こえない方につきましては、アプリやメールとして文字情報がスマートフォン内に残りますので、再度確認することが可能となります。

それから、高齢者の見守りににつきましては、タブレット用の専用アプリが入ったタブレット端末に情報を配信し、端末のモニター上に受信音とともに自動で情報が表示されたり、情報確認にみていただくためのモニター上で気づきを促す機能などがついております。また、モニター上に表示された確認ボタンを押すことで、既読の確認ができます。

モニターへの表示される画面構成は、スマートフォンで表示されるものとは異なりますが、基本的にはスマートフォンと同様となり、音声放送につきましても、アンドロイド版タブレットについては音声放送が可能となります。

具体的な使用方法については、このようなこととなります。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 今、高齢者の見守りに対するということ、できるということだったんですが、@ I n f o C a n a l の、前に頂いた資料ですね、この資料の中には、高齢者世帯に対する見守りということを書いてあるわけなんですね。ですから、私としては、今スマホに入れた@ I n f o C a n a l のアプリで、高齢者の見守りもできるんじゃないかと理解したんですが、その辺について答弁願います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

高齢者の見守り等への活用に関しましては、専用タブレット端末を整備し、タブレット端末専用のアプリを入れ、高齢者宅に配置することで活用することができるものとなっております。

西郷村においては、健康推進課にて行っている高齢者等見守り安心ネットワーク事業が既に行われている状況もあったことから、専用のタブレット端末を整備してまで、@ I n f o C a n a l 側での高齢者見守りを行う必要性はないと判断したことから、活用はしておりません。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 要するに、@ I n f o C a n a l では、高齢者見守りのシステムはできないということ、理解していいんですか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） @ I n f o C a n a l のほうでも可能ではありますが、現在、健康推進課において整備をしておりますので、今回は@ I n f o C a n a l では対応はしていないというような形となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 私どもとしては、@ I n f o C a n a l で高齢者の見守りもできるという理解をしていたわけですが、その辺についてはきちっと整備して、高齢者をいかにして見守るかという、どういったシステムが最善の方法かということも踏まえて検討していただきたいと思います。

既に実施しているということですから、@ I n f o C a n a l は使わないということなんですかね。

次に移ります。

伝達方法についてでございますが、文字と音声情報とありますが、アンドロイドの端末は音声情報が聞こえますけれども、i P h o n e は聞こえません。この事実は配信が始まってから分かったことですが、事前に把握しなかったのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

スマートフォン、i P h o n e 端末への音声情報が伝達されていない事実につきましては、システム運用開始前の事前打合せの段階で把握をしておりました。当初においては、アプリでの情報配信であるため、文字情報だけの受信であると認識をしておりました。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 事前に分かっていたということですが、議会のほうにきちっとそういう説明がなかったんじゃないかと思います。文字情報だけだと、今までのメールマガジンと何ら変わらない。音声があつて初めて、非常時なんだなという、そういうことが所有者にも分かりますので、文字情報ではメールマガジンと何ら変わらず、いざというときに役に立つのかという疑問が起こります。

次に移ります。

集計機能についてでございます。

集計機能ができると、あるというふうなことでございますが、具体的にどういうふうに利用するのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

集計機能につきましては、@ I n f o C a n a l システムにアンケート機能があるため、アンケートを行う場合の集計の際に活用することとなります。運用開始後からこれまでに、アンケート機能はまだ活用しておりませんので、具体的な利用はござい

ません。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） アンケート機能があるということで了解いたしました。これもやはり、いまだ一度も試していないということでもありますので、先ほども言いましたが、事前に何らかの形で試験運用して、実績としてこういうものができるというものは把握しておく必要があるのではないかと思います。

次に移ります。

地図情報連動についてでございますが、地図情報連動が可能とありますが、アプリを見る限り、地図情報はないようです。具体的に何に利用しているのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

地図情報連動につきましては、この機能の運用開始からこれまで、避難を要するような災害が発生してございませんので、活用はしておりませんが、災害発生時等に情報伝達を行った際、管理画面上の地図上にそれぞれの受信端末がピン表示され、さらに、情報の到達状況と既読状況が表示されます。

例えば、ある地区で情報が到達しているが、全員が既読にならない状況の場合、何か危険な状況がその地区で発生しているかもしれないので、地図上で円を描いたその範囲に再度情報を配信することや、職員を派遣するなどの判断をすることができる機能となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） システムの利用の仕方としては理解できました。ただ、一般的に、プライバシーを尊重する方なんかはスマホを利用する場合に、位置情報はオンにしていないんですね。

@Infocanalアプリにも、位置情報をオンにする、オン・オフのスイッチがあります。そういったことを踏まえて、災害があったときには@Infocanalの、災害が起こりそうなどときには@Infocanalの位置情報をオンにさせていただくような、そんな広報の仕方もある必要じゃないかと思います。そうすれば、よりよい防災情報で、村民から本部のほうにいただけるんじゃないかと思います。

次に、ピンポイント配信について伺います。

ピンポイント配信、エリア指定配信、職員参集システム、消防団参集システム、高齢者の見守り等への活用も可能とありますが、このピンポイント配信は、具体的にどういうふうに使っているのか伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

ピンポイント配信、エリア指定配信につきましては、地図情報連動に関する質問でも申し上げた機能でございますが、地図上に円を描いて、その箇所だけに情報配信が

できる機能となります。これまでに、この機能の活用はまだございません。

職員参集システムでの活用ですが、機能としては利用することは可能となっておりますが、職員参集システムとして利用する場合、職員のみへの情報配信をしなければなりません。情報の受け取り側の購読設定の中に、例えば職員参集に関する情報という区分があった場合、誰でも受診の設定が行うことが可能となるため、職員以外の住民の皆様にも情報が発信されてしまう状況が起きてしまいます。このことから、職員参集システムについては別システムで行っており、@ I n f o C a n a l においては活用しておりません。これは消防団参集に関しても同様となります。

また、高齢者の見守り等への活用に関しても、専用のタブレット端末を整備し、タブレット端末専用のアプリを入れ、高齢者宅に配置することで活用することができるものとなっております。西郷村においては、先ほども申し上げましたが、健康推進課において高齢者安心見守りネットワーク事業が行われているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 今の説明で、職員参集システム、消防団参集システム等は別システムで動いているということに理解いたしました。

ただ、別システムで動かすということは、費用がまた別にかかるということだと思います。そういった意味からも、議会に説明があったときに、そういったシステムが利用できるということは、それでやるんだという、そういう意思表示に聞こえたので、それが別システムで動くんだということであれば、事前にそういったことは説明の段階で知らせていただきたいと思います。

次に、4番目ですね。緊急エリアメールについて伺います。

Jアラート連携とありますが、具体的にどういう連携をしているのか伺います。また、実績も併せて伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

Jアラートの自動連携につきましては、Jアラート側で受信した情報の全てを@ I n f o C a n a l に自動連携するというものではございません。例えば、地震の情報であれば、地震の発生した際の福島県中通りの地震速報が震度5弱以上場合、Jアラート側で受信した情報を@ I n f o C a n a l に自動連携し、アプリや戸別受信機、屋外スピーカーで情報配信を行います。震度速報が4以下の場合、自動連携は行わない設定としております。

なお、気象庁が緊急地震速報を発した場合のエリアメールとは異なりますので、緊急地震速報のエリアメールと@ I n f o C a n a l アプリへの情報配信の両方で情報が伝達されます。これは、情報の多重化が必要であると全国的にも言われておりますので、このような配信を行っております。

このほか、自動連携している情報は、国民保護情報、弾道ミサイルに関する情報等でございます。それらや、火山の噴火情報、水害においては土砂災害警戒情報や特別

警報が発令された場合など、緊急性が非常に高い場合に自動連携を行うようにしております。

そのほかとしまして、Jアラート側で受信し、連携しない情報として、特別警報以外の気象警報や注意報、竜巻注意報などについては連携しておりません。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 了解いたしました。

続いて、5番、10月14日から15日にかけて、ドコモの通信障害がありました
が、システムへの影響を伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） お答えいたします。

10月14日から15日にかけて、広範囲でのドコモの通信障害がございました。その際の@InfoCanalへの影響に関しましては、通信障害発生中にテスト配信をドコモSIMカードを使用しているスマートフォンや戸別受信機に配信を行いましたが、正常に受信することができております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） ドコモの通信障害時にも正常に運用していたということで、了解いたしました。

NHKニュースによりますと、10月14日の通信障害は、全国で1,290万人に対して影響があったということでございます。災害発生時に通信障害が発生した場合、住民に対して情報を発信することができません。こういったときのために、代替手段を考慮しておく必要があるかと思えます。

以上、細かいことを申し上げましたが、議会に説明のあったことがきちんと執行されているかの確認のために質問しました。

導入前に議会に示した資料によれば、ただいま私が質問し、答弁をもらった内容ですが、可能であると言いながら、実際には使われない、ほかのシステムで運用しているという機能が幾つか見られました。そして、現在利用している機能というのは、今までやっていた西郷村情報配信サービス、メールマガジンと何ら変わらないんじゃないかというふうな思いです。

最後に、システム全般について伺います。

伝達範囲について、全住民を対象としているが、全住民が情報を聞いている、または見ているのか伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） それでは、最後になりますので、私のほうから答えさせていただきます。

@InfoCanalにつきましては、以前の防災行政無線に代わるものとして導入しておりますので、全住民を対象とした情報配信システムとなります。アプリや

メールを登録していただいている方、戸別受信機の貸与を受けている方につきましては、情報が到達し、既読となっている方につきましては、聞いていただいている、見ていただいていると考えております。

いずれにしましても、松田議員から指摘されたこと、本当に十分に頭に入れながら、まずは村民全員に情報が伝わること、そして、村民の生命・財産を守ることが重要だと考えております。皆さんに登録していただくことを努力申し上げ、私の答弁とさせていただきます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 次に聞こうと思っていたんですが、答弁されてしまいました。

一言だけ言わせてください。9月の定例会で、先ほど言いましたが、同僚の一般質問の答弁で、戸別受信機とアプリで既読となっている方に対しては情報が届いているということではありますが、全村民ではありません。アプリを入れた村民が、先ほどの資料からすると、アプリとメールが3,666人です。そして、戸別受信機貸与世帯が906世帯です。貸与世帯が、1世帯当たり4人として計算すると3,624人です。これに対して、アプリ登録者を合わせると7,290人です。

要するに、たった7,290人にしか、今現在、情報が届いていないということなんです。西郷村の人口は、昨日から言っておりますが、国勢調査人口で2万808人ということではありますが、そのうちの35%にしか情報が届いていない、そういうシステムであります。残る1万3,518人、約65%の村民に情報が届かないわけです。これが、住民の命と財産を守るシステムと言えるでしょうか。

防災情報通信システムにおいて一番肝心なことは、防災情報をいかに早く村民全員に届けるかであります。村民の35%にしか届かないこのシステムの導入は、はっきり言って失策だったと私は思います。これは私個人の考えです。このことについて、村長はどう考えるかお伺いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 最後に、お答えいたします。

失策ということ、それぞれの考えがあるかと思えますけれども、導入した以上、有効に使って、村民に正確、正しい、早く情報を伝え、先ほども申し上げましたように、村民の生命・財産を守っていく覚悟であります。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） このスマートフォンによる防災情報通信システムの導入は、10年早かったのではないかと私は思います。

その理由の第1番目は、スマホの保有率の低さであります。このシステム決定時、2019年だったと思えますが、個人スマホの保有率は僅か67.6%です。これは全体の数字ですので、高齢者ほどその保有率は低く、60代、70代は50%を切っていると思えます。

戸別受信機を配布するなら、最初から、白河市で導入しましたシステムと同じシステムを入れればよかったわけです。白河市のシステムならば、今回村が導入した予算

とほぼ同額で、戸別受信機の全戸配布ができたと思います。今さらシステムを入れ替えるわけにはまいりません。であるならば、もっと真剣に、このシステムのアプリの普及に力を入れるべきだと思います。

住民の生命と財産を守ると、村長は常に言葉にしていますが、この防災情報通信システムこそが村民の命と財産を守る要となるわけです。@InfoCanalのアプリの導入、さらなる普及については、先ほど3番鈴木修議員のときに聞いておりますので、質問は省略いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正康君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日12月8日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時49分）

